(H24.5.9 改訂)

特　記　仕　様　書　(電気設備工事)

Ⅰ　工　事　概　要

１．工事名　　　平成２５年度龍ケ崎市本庁舎消防設備等改修工事

２．工事場所　　龍ヶ崎市３７１０番地

３．敷地面積　　２６，１３５．９３㎡

４．建物概要

建物名称	本庁舎	別棟	
構　　造	ＳＲＣ造　一部Ｓ造	Ｓ造　一部　造	造
階　　数	地上６階 地下１階	地上２階 地下　階	地上　階
建築面積	２，５９５．２４㎡	４２８．２０㎡	㎡
延べ面積	７，７９８．０１㎡	６８４．７０㎡	㎡

５．別途工事

・

・

Ⅱ　電　気　設　備　工　事　仕　様

１．共　通　事　項

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は次による。　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成 22 年版)」(以下「標準仕様書」という。)

「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成 22 年版)」(以下「改修標準仕様書」という。)

及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成 22 年版)」(以下「標準図」という。)

２．特　記　事　項

(1)項目は，番号に□の付いたものを適用する。

(2)特記事項で※印，◎印，・印の適用は，次による。

◎印の付いたものを適用する。

◎印の付かない場合は，※印の付いたものを適用する。

◎印と※印の付いた場合は，共に適用する。

・印の付いたものは適用しない。

(3)特記事項に記載の(　　)内表示番号は，標準仕様書の当該項目，当該表及び当該図を示す。

(4)建築工事，機械設備工事は，別記各工事の特記仕様書による。

Ⅲ 特 記 仕 様

第１章　一 般 共 通 事 項

1. 技術者等
建設工事請負契約書並びに茨城県建設工事施工適正化指針に基づく現場代理人及び技術者(主任技術者・監理技術者・専門技術者)を選定する。

2. 施工従事者
次の職種別施工従事者を適用する。
※ 電気工事士　※ 消防設備士　※ 電気通信工事担任者　※ 施工管理技士
・ 特殊電気工事資格者

3. 工事実績情報の登録(CORINS)　※ 適用する　(付記事項参照)

4. 設計図書の優先順位　(1)現場説明に対する質問回答書　(2)現場説明書　(3)特記仕様書　(4)図面
(5)標準仕様書，改修標準仕様書及び標準図

5. 機材等
(1)本工事に使用する機材等は，別紙電気設備機材等一覧表によるもの又はこれらと同等以上のものとする。ただし，同等以上のものとする場合は，監督員の承諾を受ける。
(2)「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」で認定されたリサイクル建設資材については，茨城県リサイクル建設資材率先利用指針により率先利用に努めるものとする。
(3)国等による環境物品等の推進等に関する法律(グリーン購入法)により，県が定める「特定調達品目」について，環境負荷を低減できる材料を選定するよう努めるものとする。
(4)上記の条件を満たすものが県産品で確保できる場合においては，その優先使用に努めるものとする。

6. 機材等の検査
機材は種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし，あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は，この限りでない。

7. 機材等の試験
設計図書に定められた場合，又は試験によらなければ設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合には，試験を実施する。JIS，JEC，JEM等に定めのある場合は，これによる。試験完了後，試験成績表を監督員に提出する。監督員が必要と認める場合には，試験に立ち会う。

８．建設発生土の処理等
・ 構内適正処理　(・構内の指示する場所に敷き均し　・構内の指示する場所にたい積)
・ 構外搬出適正処理　(付記事項参照)

9. 発生材の処理等　(1.3.9)
・ 引き渡しを要するもの(　　　　　)
※ 構外搬出とし，関係法令に準拠し適切に処理し，監督員に報告する。
・ 特別管理産業廃棄物(・PCB機器　　　　　)
※ 産業廃棄物を運搬する際は，車両の両側面に運搬車である旨の表示をし，関係書類を携帯すること。
※ 撤去した照明器具の安定器は，PCBを含まないことを確認のうえ，処理する。
・ 再生資源化するもの　・照明器具　・蛍光ランプ　・HIDランプ　・電線，ケーブル　・配電盤類
・その他(　　　　)

10. 下請負人通知
建設工事請負契約書及び茨城県建設工事適正化指針に基づく下請負人通知書１部を，県と請負契約を締結した日から原則として30日以内，その後の下請け契約に係るものは，契約締結の日から10日以内に提出するものとする。

11. 監督員事務所　※ 設けない　・ 設ける(　　号)，注(　　号)は建築工事共通仕様書による。

12. 官公署その他への届出手続等　(1.1.3)
工事の着手，施工，完成に当たり，関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。

13. 施工図等の取り扱い
施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は，発注者に委譲するものとする。

14. 提出書類

建設業法等で規定された関係書類のほか，次の書類を提出する。
※　工事カルテ(CORINS)受領書の写し(請負金額500万円以上となる工事，提示のみ)
※　火災保険等に加入したことを証明できる書類
※　建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書(請負金額500万円以上となる工事)
※　実施工程表
※　施工計画書(請負金額500万円以上となる工事)
※　施工体系図
※　施工体制台帳(請負金額2,500万円以上となる工事)
※　施工図
※　使用機材メーカー一覧表
※　機器製作図
※　産業廃棄物処理関係書類
(処理フロー図(種類，数量)，マニフェストE票の写し(提示のみ)，委託契約書の写し，許可証の写し，運搬経路図，運搬車両一覧表，写真(積込，運搬中，荷下状況))
※　建設副産物実態調査に関するデータ保存FD及び出力調査票
※　工事写真
提出方法は電子納品とし(「茨城県土木部営繕工事電子納品の取扱い」による)，撮り方は建設大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方(改訂第2版)建築設備編」を参考とする。
※　完成写真(A4版台紙)
※　完成図
※　原図　1部
サイズ　・　A1　・　A2　◎　A3
※　青焼(白焼)製本　1部
※　縮小版(A3)製本　◎　2部　・　3部
※　CADデータ(CD-R)
※　CD-R
完成図面，金抜内訳書，完成写真，申請書類，保証書等を収録する。
詳細は「茨城県営繕課　完成図書(図面・内訳書他)CD化仕様書」による。
※　完成図書　A4ファイルに下記書類を綴じる。
(1) 使用機材メーカー一覧表
(2) 作業員名簿及び施工従事者資格証の写し
(3) 官公署等届出書の写し
(4) 機器完成図，検査合格証，取扱説明書
(5) 機器の設計及び施工に関する計算書
(6) 機器の社内検査成績表
(7) 現地試験成績表　付表
(8) 電気設備工事チェックリスト　(社)茨城県電設業協会
(9) 瑕疵2年保証書
※　維持保全に関する資料　1　部
※　その他　監督員が必要と認め，指示した書類

付表　現地試験成績表

電灯・動力設備工事	電圧測定表(分電盤等)
	絶縁抵抗測定表
	接地抵抗測定表
	照度測定表
	コンセント極性試験表
	相回転測定表
	シーケンス試験
受変電設備工事	耐電圧試験表
	絶縁抵抗測定表
	接地抵抗測定表
	継電器特性試験表
	シーケンス試験
発電設備工事	発電設備試験表
構内情報通信網設備工事	構内情報通信網設備試験表
構内交換設備工事	構内交換設備試験表
テレビ共同受信設備工事	テレビ・ラジオ電界強度測定表
	画質評価写真
自動火災報知設備工事	消防設備試験表
自動閉鎖設備工事	防火戸自動閉鎖試験表
その他	監督員の指示

15. 工事用電力・水・その他
本工事に必要な工事用電力，水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等に要する費用は請負者の負担とする。

16. 他工事との取り合い

(1)	鉄筋コンクリートの梁，床，壁貫通のスリーブ補強	※ 本工事	・ 別途
(2)	埋め込み照明器具天井切り込み及び補強	・ 本工事	※ 別途
(3)	開口部補強(分電盤，端子盤等)	・ 本工事	※ 別途
(4)	点検口	・ 本工事	※ 別途
(5)	自動火災報知設備の総合盤箱体 (ただし，消火栓箱組み込みの場合)	・ 本工事	※ 別途
(6)	換気扇	・ 本工事	※ 別途
(7)	防火シャッター自動閉鎖装置	・ 本工事	※ 別途
(8)	防火扉自動閉鎖装置(レリーズ)	※ 本工事	・ 別途
(9)	電気室，発電機室等のピット	・ 本工事	※ 別途

17. 埋蔵文化財
本工事範囲は埋蔵文化財包蔵地のため，掘削作業を行う際には文化財保護法により教育庁文化課等の試掘立会いを受けなければならない。工事日程，掘削範囲及び断面図を作成し，営繕課，施設及び教育庁文化課と事前に協議を行ってから施工すること。

第２章　　施 工 共 通 事 項

1. 配管の支持　(2.2.3)(2.3.3)(2.4.3)

管の支持間隔は，金属管では 2m 以下，合成樹脂管では 1.5m 以下とする。ただし，合成樹脂管をコンクリート埋設とする場合は 1m 以下とする。また，人が容易に触れるおそれのある場所については，支持金物に保護キャップを取り付ける。

2. 管の接続　(2.2.5)

管相互の接続は，カップリング又はねじなしカップリングを使用し，ねじ込み，突合せ及び締付けを行う。また，管とボックス，分電盤等との接続がねじ込みによらないものには内外面にロックナットを使用して接続部分を締付け，管端にはブッシングを設ける。

3. 金属管の接地　(2.2.5)

配管とボックス，配分電盤の間にボンディングを施し，電気的に接続する。ただし，ねじ込み接続となる箇所及びねじなし丸形露出ボックス，ねじなし露出スイッチボックス等に接続される箇所は省略することができる。
ボンディング線の太さは，配線用遮断器定格電流 100A 以下は 2.0 ㎜以上，225A 以下は 5.5mm²以上，600A 以下は 14mm²以上とする。

4. 他配管との離隔

金属管，ダクト，ケーブルは水管，ガス管と接触しないように施設する。

５．空配管

分電盤及び端子盤から天井裏まで空配管 25mm 相当を 2 本立ち上げる。

６．呼び線

長さ 1m 以上の入線しない電線管には電線太さ 1.2mm 以上の被覆鉄線を挿入する。

7. 配管の清掃　(2.2.6)

管及びボックスは，配管完了後速やかに清掃する。また，コンクリートに埋設した場合は，型枠取外し後，速やかに管路の清掃，導通確認を行う。

8. プレート

※新金属　　・ステンレス製　　・樹脂製

9. 回路番号

専用コンセントにはプレートに電圧，盤名，回路番号を彫刻し墨入れ表示する。

10. 配管の塗装

金属管露出配管は指定色塗装とする。(塗装工程を撮影すること。)

(1) エッチングプライマー処理　　1 回　(下処理)
(2) 調合ペイント(JIS K 5516 合成樹脂調合ペイント)　2 回　(上塗り)

※屋内の施工に使用する塗料は，ホルムアルデヒド等放散量区分Ｆ☆☆☆☆品とする。

11. ケーブルのふ設　(2.10.1)

(1) ケーブルラック配線

水平部では 3m 以下，垂直部では 1.5m 以下の間隔ごとに固定する。ただし，トレー形ケーブルラック水平部の配線及び二重天井内におけるケーブルラック水平部の配線はこの限りでない。
電力ケーブルは積み重ねを行ってはならない。ただし，単心ケーブルの俵積み及び分電盤 2 次側のケーブルはこの限りでない。ケーブルを積み重ねる場合は，許容電流について必要な補正を行い，配線の太さに影響がないようにする。

(2) 保護管(金属線ぴを含む)へのふ設

垂直にふ設する管路内のケーブルは，支持間隔を 6m 以下として固定する。

(3) 金属トラフへのふ設

ケーブルは，整然と並べ，垂直部では 1.5m 以下の間隔ごとにケーブル支持物に固定する。
電力ケーブルは，積み重ねを行ってはならない。ただし，単心ケーブルの俵積み及び分電盤 2 次側のケーブルはこの限りでない。ケーブルを積み重ねる場合は，許容電流について必要な補正を行い，配線の太さに影響がないようにする。

(4) ちょう架配線

径間は，15m 以下とする。
ちょう架は，ケーブルに適合するハンガ，バインド線，金属テープ等によりちょう架し，支持間隔は 0.5m 以下とする。

(5) 二重天井内配線
ケーブルを支持してふ設する場合は，支持間隔を 2m 以下とする。
ケーブルを集合して束ねる場合は，許容電流について必要な補正を行い，配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。
ケーブルを支持せずにころがし配線とする場合は，天井下地材及び天井材に過度の荷重をかけないものとし，ケーブルの被覆を天井下地材，天井材等で損傷しないように，整然とふ設する。
また，弱電流電線並びに水管，ガス管及びダクト等と接触しないようにふ設する。

(6) 二重床内配線
ころがし配線とする。
ケーブルの接続場所は，上部の床が開閉可能な場所とし，床上から接続場所が確認できるようマーキングを施す。
弱電流電線と接触しないようセパレータ等で処置を施す。

(7) 垂直ケーブル配線
つり方式は，プーリングアイ方式又はワイヤグリップ方式とする。
ケーブル及びその支持部分の安全率は，4 以上とする。
各階ごとに振止め支持を施す。
ワイヤグリップ方式の支持間隔は，6m 以下とする。

(8) 造営材沿い配線
ケーブルを造営材に沿わせてふ設する場合の支持間隔は，下表のとおりとし，ケーブル支持材は，ケーブル及びそのふ設場所に適合するサドル，ステープル等を使用する。

ふ設区分	支持間隔(m)
造営材の側面又は下面において水平方向にふ設するもの	1 以下
人が触れるおそれがあるもの	1 以下
その他の場所	2 以下
ケーブル相互並びにケーブルとボックス及び器具との接続箇所	接続箇所から 0.3 以下

12. ケーブルラックのふ設　(2.10.2)
ケーブルラックの水平支持間隔は，鋼製では 2m 以下，アルミ製では 1.5m 以下とする。

13. ケーブルの余長　(2.12.5)
高圧及び低圧ケーブルは，要所，引込口及び引出口近くのマンホール，ハンドホール内で 1 ターン程度の余裕をもたせる。

14. 標識シート(埋設シート)　(2.12.4)
地中配線(高圧・低圧・弱電)には折り込み式の標識シートを地表下 0.3m～0.5m に 2 条並行して埋設する。(材質：高密度ポリエチレン平織，文字付)

15. 行先表示札
配電盤，分電盤，動力盤，端子盤，ハンドホール内その他要所の配線には，合成樹脂製又はファイバ製の表示札(回路の種別，電線種類，サイズ，行先，施工年月)を取り付ける。ただし，ハンドホール内，配電盤の行先表示札はプレートに彫刻し，墨入れ表示する。

16. EM電線及びEMケーブルの耐紫外線について

EM-IE, EM-CE, EM-CET, EM-EEF, EM-EE, 及びEM弱電電線等及び各ケーブルの外装については耐紫外線性能を有するものとする。

17. 電線の色別

ビニル電線は，原則として下表により色別する。ただし，接地線は緑色とする。なお，ビニル電線以外でも，準用できる場合は，この色別とする。

電圧種別	配線方式	接　地　線	電　圧　側
高　　圧	三相3線式	ー	赤・白・青
低　　圧	単相2線式	白	赤又は黒
	単相3線式	白	赤・黒
	三相3線式	白	赤・青
	三相4線式	白	赤・黒・青
直　　流		負極　　青	正極　　赤

18. 絶縁抵抗　(2.18.2)

低圧配線の絶縁抵抗は，測定電圧 500V(好ましくない場合を除く)で測定し，開閉器等で区切ることのできる電路ごとに5MΩ以上とする。ただし，機器が接続された状態では1MΩ以上とする。

19. 接地工事　(2.13.10)(2.13.11)

接地極の上端は，地下0.75m以上の深さに埋設する。接地線の保護管は硬質ビニル管とする。(C種・D種接地線は金属管を用いることができる。)

20. 各接地と雷保護設備，避雷器の接地との離隔　(2.13.13)

接地極及びその裸導線の地中部分は，雷保護設備，避雷器の接地極及びその裸導線の地中部分から2m以上離す。

21. 接地極埋設標　(2.13.14)

A種，B種，C種接地極の埋設位置の近くに接地極埋設標(黄銅板製厚さ1.0mm以上，140mm×90mm以上，文字は腐食加工)を設け埋設位置，深さ，埋設年月，接地種別，接地抵抗値を刻記する。接地極の埋設付近には，コンクリート製埋設標(D種接地も適用)を設置する。

22. 接地抵抗値

A種，B種，C種は電気設備技術基準の解釈第19条に従い，D種接地抵抗値は50Ω以下とする。

23. 接地極

A種，B種，C種は銅板(900mm×900mm×1.5mm厚)及び補助棒は14φ×1,500mmを2本以上とし，それぞれ規定値以下とする。D種は14φ×1,500mmで2連結以上とする。

24. 分電盤

分電盤，制御盤，キュービクル式配電盤，端子盤等は鋼板製とし，板厚は設計図書に特に指定がない場合は1.6mm以上とする。(SUS製の分電盤等の板厚は1.2mm以上とする。)下地処理(りん酸塩処理)を行ったのち，下塗りは電着塗装，仕上げは指定色(参考　屋内：2.5Y9/1，屋外：5Y7/1)焼付塗装とする。(製造者，製造年月，請負者，請負者電話番号を表示した銘板を取り付けること。)

25. ケーブルの防火区画の貫通　(2.1.10)

ケーブルが防火区画を貫通する場合は，関係法令に適合したもので，貫通部に適合するものとする。防火区画貫通の耐火処理工法については，耐火性能を証明するものを監督員に提出する。

26. プルボックス

防水型はステンレス又はステンレス指定色メラミン焼付塗装を原則とする。また，隠ぺい部のふたの止めねじは，ちょうねじとする。

27. 機器取付高さ

機器の取付高さは，次の表による。

	名　　　　　称	レベル	取付高さ(mm)
電灯	分電盤	床上～上端	1,800
	スイッチ(一般)	床上～中心	1,300
	スイッチ(身障者)	床上～中心	1,100
	コンセント(一般)	床上～中心	300
	コンセント(和室)	床上～中心	150
	コンセント(台上)	床上～中心	150
	ブラケット(一般)	床上～中心	2,100
	ブラケット(踊り場)	床上～中心	2,500
動力	制御盤	床上～上端	1,800
	手元開閉器	床上～中心	1,300
	操作釦	床上～中心	1,300
電話	端子盤	床上～下端	500
	保安器箱	床上～下端	500
	ボックス(一般)	床上～中心	300
	ボックス(和室)	床上～中心	150
	ＭＤＦ	床上～上端	500
火災報知	受信機	床上～中心	1,500
	総合盤	床上～中心	1,400
	ベ　ル	天井～中心	300
	発信機	床上～中心	1,400

注)ユニバーサルデザインを適用する場合は「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル」を参考とする。

28. 配管等の耐震施工 (2.1.13)

横引き配管等は，地震力に耐えるよう下表により標準図(電力 74)の A 種耐震支持又は B 種耐震支持を行う。ただし，建築の構造体が免震構造，制震構造等である場合は，特記による。

なお，呼び径が 82mm 以下の単独配管，周長 800mm 以下の金属ダクト，幅 400mm 以下のケーブルラック，幅 400mm 以下の集合配管，定格電流 600A 以下のバスダクト及びつり材の長さが平均 0.3m 以下の配管等の場合は，耐震支持を省略できる。

設置場所	耐震安全性の分類	
	特定の施設	一般の施設
上層階 屋上及び塔屋	8m 以下ごとに A 種耐震支持	12m 以下ごとに A 種又は B 種耐震支持
中間階 1 階及び地下階	12m 以下ごとに A 種又は B 種耐震支持	通常の施工方法による。

注）(1) 設置場所の区分は，配管等を支持する床部分により適用し，天井面より支持する配管等は，直上階を適用する。

(2) 上層階は，2 から 6 階建の場合は最上階，7 から 9 階建の場合は上層 2 階，10 から 12 階建の場合は上層 3 階，13 階建以上の場合は上層 4 階とする。

(3) 中間階は，1 階及び地下階を除く各階で上層階に該当しない階とする。

29. 機器等の耐震施工

設備機器の固定は，次に示す事項を除き，「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成 8 年版)」(建設大臣官房官庁営繕部監修)及び「建築設備耐震設計・施工指針 2005 年版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。なお，施工に際し，耐震強度計算書を監督員に提出し，承諾を受けるものとする。

ア　設計用水平地震力

機器の重量【kN】に，設計用水平震度を乗じたものとする。なお，設計用水平震度は下表による。

設置場所	耐 震 安 全 性 の 分 類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階，屋上及び塔屋	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.5)
中間階	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)
地下階，1 階	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)	0.4(0.6)

注)(　)内の数値は，防振支持の機器の場合に適用する。

重要機器　※　配電盤等　・　発電装置　・　交流無停電電源装置　※　直流電源装置
・　自動火災報知受信機　・　構内交換装置　・　中央監視制御装置

水槽類の設計用水平震度

設置場所	耐 震 安 全 性 の 分 類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要水槽	一般水槽	重要水槽	一般水槽
上層階，屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
地下階，１階	1.5	1.0	1.0	0.6

注）重要水槽とは重要機器として扱う水槽類，一般水槽とは一般機器として扱う水槽類を示す。
また，水槽類にはオイルタンク等を含む。

イ　設計用鉛直地震力

設計用水平地震力の 1/2 とし，設備機器の重心に水平地震力と同時に働くものとする。

第３章　電　気　方　式

１．高　圧

※　三相３線式　6,600V　50Hz

2．低　圧

※　単相３線式　100／200V　50Hz

※　単相２線式　◎　100V　・　200V　50Hz

※　三相３線式　◎　200V　・　415V　50Hz

・　三相４線式　240／415V　50Hz

・　直流２線式　・　100V

第４章　電　灯　設　備

１．蛍光灯器具

(1)　32W 以下　※　Hf インバータ式

(2)　40W 以上　※　Hf インバータ式　・　省電力ラピッド式高力率

２．HID 灯器具

※　低始動電流型高力率　・　定電力型高力率　・　一般型高力率

3．LED 照明器具

４．連結器具

蛍光灯 2 連結以上の電線接続は EM-EEF ケーブル 3 心を使用し，1 線は接地線とする。

5．照明器具取付　(2.14.3)

照明器具 32W 以上など質量の大きい照明器具は，スラブその他構造体に呼び径 9㎜ 以上のつりボルト 2 本以上で堅固に支持する。ただし，器具をやむを得ず天井下地材より支持する場合は監督員と協議する。

6．照明器具の接地　(2.13.7)

FHF32 形以上の Hf 蛍光灯器具，32W 以上のコンパクト形蛍光ランプを用いる照明器具，HID 灯等の放電灯器具，対地電圧が 150V を超える放電灯以外の器具，防水器具及び湿気や水気のある場所で人が容易に触れるおそれのある場所に取付ける器具には D 種接地工事を施す。

ただし，二重絶縁構造のもの，対地電圧 150V 以下の放電灯を乾燥した場所に施設する場合は，接地工事を省略することができる。

第５章　動　力　設　備

1．漏電遮断器

電動機の定格電流が 50A 以下については定格感度電流は 30mA 以下，動作時間は 0.1 秒以内，50A を超えるものについては定格感度電流 100mA～200mA，動作時間は 0.1 秒以内とする。(動力については 15kW 以上は 100mA～200mA とする。)

２．電流計

電動機用は，延長目盛電流計とし，赤指針付きとする。

第６章　　受　変　電　設　備

１．形　式	・　開放形　　・　屋内キュービクル式　　・　屋外キュービクル式	
２．交流遮断器	※　真空遮断器　・　ガス遮断器	
	※　手動ばね式　・　電動ばね式　　・　電磁操作方式	
３．断路器	三極単投断路器(避雷器用は除く。)	
４．高圧負荷開閉器	※　手動操作式　・　遠方手動操作式　　　・　電動操作式	
	相間及び側面に絶縁バリアを設ける。	
５．高圧引込開閉器	過電流蓄勢トリップ付地絡トリップ形で制御電源用変圧器を内蔵とする。	
	※　気中開閉器　・　ガス開閉器	
６．変圧器	※　連続定格自冷式　(※　油入式　　・　モールド式　　・　H種乾式)	
７．高圧進相コンデンサ	※　油入式　　・　モールド式	
８．直列リアクトル	※　油入式　　・　モールド式　　(※6%　　・13%)	
９．避雷器	※　酸化亜鉛型　・　弁抵抗型	
10．最大需要電流計	・　2分デマンド　　・　5分デマンド　　※　10分デマンド	

※電流計は多機能型デジタル(階級1.5級以上)とする。
　警報接点付，需要指示値,最大需要指示値を有する。

第７章　　電　力　貯　蔵　設　備

第１節　直流電源装置

防災電源(消防法による非常電源，建築基準法による予備電源)となる直流電源装置は，消防法及び建築基準法に適合したもの又は，蓄電池設備認定委員会((社)日本電気協会)の認定証票が貼付されたものとする。

1．設置方式　　※　キャビネット式　・　キャビネット式以外
2．換気方式　　※　自然換気　・　機械換気
3．蓄電池

据置鉛蓄電池

(2.1.6)

	構　　造	極板構造	シールの種類	適　　用　　規　　格	
・	ベント形	クラッド式	ー	JIS C 8704-1 据置鉛蓄電池	
・		ペースト式			
・	シール形	クラッド式	触媒栓式		
・		ペースト式			
・		ペースト式	制御弁式	JIS C 8704-2 制御弁式据置鉛蓄電池	MSE
※					長寿命MSE

注)長寿命MSEはJIS C 8704-2によるほか，JIS C 8702-1附属書1(参考)「高温加速寿命試験」を行い，期待寿命を13年以上有するものとする。

アルカリ蓄電池

	構　　造	極板構造	シールの種類	適　　用　　規　　格

・	シール形	ポケット式	触媒栓式	JIS C 8706 据置ﾆｯｹﾙ･ｶﾄﾞﾐｳﾑｱﾙｶﾘ蓄電池
・		焼　結　式		
・		焼　結　式	陰極吸収式	JIS C 8709 ｼｰﾙ形ﾆｯｹﾙ・ｶﾄﾞﾐｳﾑｱﾙｶﾘ蓄電池

第２節　交流無停電電源装置（ＵＰＳ）

１．設置方式　※　キャビネット式　・　キャビネット式以外

２．換気方法　・　自然換気　※　機械換気

３．蓄電池

「第１節　直流電源装置　３．蓄電池」による他　簡易形は下表による。

呼称	適　用　規　格
蓄電池	JIS C 8702-1　小形制御弁式鉛蓄電池-第１部
	JIS C 8702-2　小形制御弁式鉛蓄電池-第２部
	JIS C 8702-3　小形制御弁式鉛蓄電池-第３部

４．逆変換装置（インバータ）　・　トランジスタ式　※　サイリスタ式

５．回路方式　・　常時インバータ給電方式　・　ラインインタラクティブ方式
　・　常時商用給電方式

第８章　発　電　設　備

第１節　燃料系発電装置

１．形　式　・　キュービクル式　・　簡易形　・　オープン式

２．時間定格　・　連続　・　１時間　・　10 時間

３．原動機　・　ディーゼル　・　ガスエンジン　・　ガスタービン

４．始動方式　・　10 秒以内電圧確立　・　40 秒以内電圧確立

５．冷却方式　・　ラジエータ式　・　循環放流式　・　貯水槽循環方式

６．始動方式　・　電気始動　・　空気始動

７．直流電源装置　・　鉛蓄電池　・　アルカリ蓄電池

８．燃　料　・　灯油　・　軽油　・Ａ重油

９．認　定　※　消防法及び建築基準法に適合したもの又は，（社）日本内燃力発電設備協会認定票が貼付されたものとする。

10．電　圧　・　高圧　・　低圧

11．騒　音　・　超低騒音形　・　低騒音形　・　一般形

12．保護形式　・　保護形とする。

13．絶　縁　・　耐熱クラスは低圧においてはＥ以上，高圧においてはＢ以上とする。

14．燃料小出槽　・　鋼板製，外面はさび止めペイント２回塗りのうえ調合ペイント２回塗りとする。
　・　ステンレス製

第２節　太陽光発電装置　(2.4.1)

太陽電池アレイ及び接続箱の据付けは，建築基準法施行令第 87 条に定めるところによる風圧力に耐えるものとし，自重，積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して，耐える構造とする。

１．太陽電池モジュール　・シリコン系（・　結晶型　・　薄膜型）・化合物系

２．パワーコンディショナ　太陽電池出力の監視制御等により，全自動運転可能なものとする。
　・　逆潮流あり　・　逆潮流なし
　・　単独運転検出機能あり　・　単独運転検出機能なし

３．系統連系保護装置　　　　　製造者標準とする。

第９章　　通　信　・　情　報　設　備

第１節　　構内情報通信網設備

１．機材　　電気通信回線設備に接続する端末機器は，電気通信事業法に適合したものとする。

２．配線等　盤内等において，通信・信号配線と交流電源配線は，セパレータ等を用いて直接接触しないようにする。

第２節　　構内交換設備

１．機材　　電気通信事業法に適合したもの又は(財)電気通信端末機器審査協会の認定を受けた旨の表示があるものとする。

２．配線等　盤内等において，通信・信号配線と交流電源配線は，セパレータ等を用いて直接接触しないようにする。

３．局線応答方式

・ダイヤルイン方式　　・ダイレクトインダイヤル方式　　・ダイレクトインライン方式
・中継台方式

４．電話機等

・一般電話機　　・多機能電話機　　・ＩＰ電話機　　・ＰＨＳ

第３節　　拡声設備

1．スピーカ

壁面付型は 2 点で強固に取付ける。
非常放送設備兼用スピーカは日本消防検定協会の認定に合格したものとする。

第４節　　テレビ共同受信設備

１．機材　　地上デジタル放送対応とし，アンテナ等は各地域の状況に合わせた機材を使用する。

２．配線等　原則として，途中接続は行わないこと。

第５節　　自動火災報知設備

1．機材　　受信機，中継器，発信機，感知器については日本消防検定協会又は登録検定機関の行う検定に合格したものとする。

（H24.5.9 改定）

付記事項

1 適　用

（1）　本付記事項は，標準仕様書及び特記仕様書を補足するものである。

（2）　本付記事項，標準仕様書及び特記仕様書に規定する事項は，別の定めがある場合除き，請負者の責任において履行すべきものとする。

（3）　本工事における工事数量は，別紙「本工事費内訳書」のとおりとする。

（4）　項目は，番号に□の付いたものを適用する。

2 工事カルテの作成登録（CORINS）

請負人は，受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の全ての工事について，工事実績情報サービス（CORINS）に基づき，受注・変更・完成時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ，受注時は契約後，土曜日，日曜日，祝日等を除き１０日以内に，変更内容の変更時は変更があった日から土曜日，日曜日，祝日等を除き１０日以内に，完成時は工事完成後，土曜日，日曜日，祝日等を除き１０日以内に，訂正時は適宜，登録機関に登録申請をしなければならない。

（ただし，工事請負代金額が500万円以上1,000万円未満の工事については，受注・訂正時の登録するものとする。）

なお，変更登録は，工期，技術者に変更が生じた場合に行うものとし，工事請負代金のみの変更の場合は，原則として登録を必要としない。

また，登録機関発行の「登録内容確認書」が請負人に届いた際には，速やかに監督員に提示しなければならない。なお，変更時と完成時の間が１０日間に満たない場合は，変更時の提示を省略できるものとする。

※　登録等の各種手続きに関する問い合わせ先
〒107-8416　東京都港区赤坂７丁目１０番２０号
アカサカセブンスアベニュービル４階
（財）日本建設情報総合センターCORINSセンター
TEL　03-3505-0463　　FAX　03-3505-2030

3　本工事の発生土をストックヤードに搬出する場合

（1）　搬入建設発生土の種類

①　第１・２・３・４種建設発生土（建設発生土利用技術マニュアルの土質区分基準）を搬入すること。

②　有害異物が含まれていないこと。

③　廃棄物が混入していないこと。

④　品質管理については，必要に応じてコーン指数試験（ポータブルコーンペネトロメータ測定），粒土試験，含水比試験を行い監督職員の確認を受けること。

（2）　利用時間

①　利用日　　月曜日～土曜日　8:00～17:00（但し，12:00～13:00は除く。）

②　休日　　　日曜日，祝日（振替休日を含む。），年始年末，盆休み

（3）　利用料金

（財）茨城県建設技術管理センターが指定する料金とする。

（4）　利用規程について

詳細については，「ストックヤード利用規則」を参照し，利用手続きに従って所定の手続きを行う。

（5）　その他

質疑が生じた場合には，監督職員と別途協議する。

（6）　問い合わせ先

（財）茨城県建設技術管理センター内　建設副産物リサイクルセンター

TEL　029－227－5634　　　FAX　029－227－8558

（7）　土質区分基準

発生土の土質区分は，原則として，コーン指数と日本統一土質分類を指標とし，表３－１に示す土質基準によるものとする。なお，土質改良を行った場合には，改良後の性状で判定するものとする。

表３－１　土質区分基準

区　分（建設省令）	土質区分	コーン指数 qc※3	日本統一土質区分		備　考※2	
			中分類	土　質	含水率（地山）wn（%）	掘削方法
第１種建設発生土（砂，礫及びこれらに準ずるもの）	第１種発生土	－	{G} {S}	礫 砂	－	・排水に考慮するが，降水，浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は，建設省令の１ランク下の区分とする。 ・水中掘削等による場合は，建設省令の２ランク下の区分とする。
	第１種改良土		（改良土）※6			
第２種建設発生土（砂質土，礫質土及びこれらに準ずるもの）	第２a種発生土	８以上	{GF}	礫質土	－	
	第２b種発生土		{SF}	砂質土（Fc=25～50%）	－	
	第２c種発生土			砂質土（Fc=25～50%）	30%程度以下	
	第２d種発生土		（改良土）		－	
第３種建設発生土（通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの）	第3a 種発生土	４以上	{SF}	砂質土（Fc＝25～50%）	30～50%程度	
	第3b 種発生土		{M}{C}	シルト，粘性土	40%程度以下	
			{V}	火山灰質粘性土	－	
	第3c 種発生土		（改良土）		－	
第４種建設発生土（粘性土及びこれに準ずるもの（第３種発生土を除く））	第4a 種発生土	２以上	{SF}	砂質土（Fc＝25～50%）	－	
	第4b 種発生土		{M}，{C}	シルト，粘性土	40～80%程度	
			{V}	火山灰質粘性土	－	
			{O}	有機質土	40～80%程度	
	第4c 種発生土		（改良土）		－	
（泥土）※1（通常の施工性が確保出来ないもの）	泥土ａ	２未満	ＳＦ	砂質土（Fc＝25～50%）	－	
	泥土ｂ		{M}{C}	シルト，粘性土	80%程度以上	
			{V}	火山灰質粘性土	－	
			{O}	有機質土	80%程度以上	
	泥土ｃ		Ｐｔ	高有機質土	－	

※１　泥土のうち建設汚泥は，廃棄物処理法に定められた手続きが必要である。

※２　計画段階（掘削前）において土質区分を行う必要があり，コーン指数を求めるために必要な資料を得られない場合には，日本統一土質分類と備考欄の含水比（地山），掘削方法から概略の土質区分を選定し，掘削後，所定の方法でコーン指数を測定して，土質区分を決定する。

※３　所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し，ポータブルコーンペネトロメータで測定したコーン指数。（表　３－３参照）

※４　表中の第１種～第４種改良土は，土（泥土を含む）に固化材を混合し，化学的に性状を改良したものである。例えば，第３種改良土は，第４種発生土又は泥土を安定処理し，コーン指数４以上の性状に改良したものである。

※５　含水比低下，粒度調整など物理的な処理を行った場合には，処理後の性状で再度判定し，改良土としてでなく，発生土として土質区分を判定する。

※６　第１種改良土は，礫，砂状を呈する。

4　排出ガス対策型建設機械使用の原則化

下記の建設機械は排出ガス対策型を使用することとする。

①　ブルドーザ，バックホウ，トラクタショベル

②　ホイルクレーン，マカダムローラ，タイヤローラ，振動ローラ搭載されているエンジンから排出されるガス成分及び黒煙の量は下表の値以下のものであること。

対象物質／出力区分	ＨＣ（g/kW･h）	ＮＯｘ（g/kW･h）	ＣＯ（g/kW･h）	黒煙（%）
7.5～ 15ｋW未満	２．４	１２．４	５．７	５０
15 ～ 30ｋW未満	１．９	１０．５	５．７	５０
30 ～272ｋW以下	１．３	９．２	５．０	５０

なお，地域条件などにより調達が困難である場合は，監督職員と協議を行うこととする。

5　リサイクル関係書類

(1)　再生資源利用計画書

下記の工事については，着工に先立ち作成し施工計画書に添付する。

①　建設リサイクル法の対象工事

②　土砂を１００ｍ３以上搬入する工事

③　砕石（再生砕石を含む）を５０ｔ以上搬入する工事

④　加熱アスファルト２０ｔ以上搬入する工事

(2)　再生資源利用促進計画書

下記の工事については，着工に先立ち作成し施工計画書に添付する。

①　建設リサイクル法の対象工事

②　建設発生土を１００ｍ３以上搬出する工事

③　廃棄物全体で２０ｔ以上搬出する工事

(3)　廃棄物処理計画書

下記の工事については，着工に先立ち作成し施工計画書に添付する。

①　建設リサイクル法の対象工事

(4)　再生資源利用実施書

下記の工事については，完成書類に添えて発注者に提出する。

作成部数等は，発注者へ一部提出，実態調査用にFDを提出，請負者一部保管（工事竣工後１年間）

①　土砂，砕石，アスファルト混合物を使用する全ての工事

(5)　再生資源利用促進実施書

下記の工事については，完成書類に添えて発注者に提出する。

作成部数等は，発注者へ一部提出，実態調査用にFDを提出，請負者一部保管（工事竣工後１年間）

①　建設発生土，コンクリート塊，アスファルトコンクリート塊，建設発生木材，建設汚泥，建設混合物を搬出する全ての工事

(6)　廃棄物処理実施書

下記の工事については，完成書類に添えて発注者に提出する。

発注者へ一部提出，請負者一部保管（工事竣工後５年間）

①　建設リサイクル法の対象工事

６　ＶＯＣ(揮発性有機化合物)の室内濃度の測定

設計図書等に室内濃度の測定を明記した室の，ＶＯＣ(揮発性有機化合物)の室内濃度を測定し，厚生労働省が定める指針値以下であることを確認すること。

ただし，指針値を超えた場合は，監督員と協議し所要の対策を講じること。

揮発性有機化合物	室内濃度指針値
ホルムアルデヒド	100μg/m3　(0.08 ppm)
トルエン	260μg/m3　(0.07 ppm)
キシレン	870μg/m3　(0.20 ppm)
エチルベンゼン	3800μg/m3　(0.88 ppm)
スチレン	220μg/m3　(0.05 ppm)

（参考）

パラジクロロベンゼン	240μg/m3　(0.04 ppm)

注）ppm：100万分の１

７　セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する措置

普通ポルトランドセメント，高炉セメント，セメント系固化材，石灰系固化材を使用した改良土から条件によっては，六価クロムが土壌環境基準を超える濃度で溶出する恐れがあるため，施工にあたっては下記のとおり取り扱う。

① セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合，監督職員の承諾した方法により，現地土壌と使用予定の固化材による六価クロム溶出試験を実施し，土壌環境基準を勘案して必要に応じ適切な措置を講じる。

② セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合，監督職員の承諾した方法により，六価クロム溶出試験を実施し，六価クロム溶出量が土壌環境基準以下であること確認する。

８　不正軽油使用禁止

① 現場で不正軽油を使用しないこと。

② 現場で不正軽油を使用させないこと。

③ 不正軽油を購入しないこと。

④ 取引関係にある運送事業者等が不正軽油を使用している場合は，早急に不正状態を解消する措置を講じること。

⑤ 下請契約の相手方又は燃料購入業者を選定するにあたっては，不正軽油を使用する者又は不正軽油を販売する者を排除すること。

⑥ 現場で県税事務所職員が行う使用燃料の抜き取り調査に協力するとともに，調査の際は現場代理人が立ち会うこと。

⑦ 当該工事に関して，法令(地方税法)に違反していることが判明した場合は直ちに監督員に報告すること。

※　不正軽油とは，地方税法第７００条の２２の２の規定による知事の承認を得ないで行われた次のものをいう。
１　軽油と軽油以外の炭化水素油（重油，灯油等）を混和したもの
２　軽油以外の炭化水素油（重油，灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油，灯油等）を混和して製造された軽油
３　自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素油（重油，灯油等）

９　低入札価格調査制度における調査対象工事の監督体制等の強化

請負人は，１件の請負に付する額1,000万円以上の工事の発注にあたっては，次の各号に掲げる内容に応じなければならない。

① 請負人は，調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては，茨城県建設工事施工適正化指針及び建設工事請負契約約款に定める下請人通知書，施工体制台帳，再下請通知書及び施工体系図の提出に際し，発注者からその内容について，ヒアリングを求められた場合は，応じなければならない。

② 請負人は，共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際し，発注者からその内容についてヒアリングを求められた場合は，応じなければならない。

③ 請負人は，監督員が当該工事の監督業務を行う際に，監督員の指示により主任技術者又は監理技術者を立ち合わせなければならない。

１０　龍ケ崎市建設工事検査採点要領（１件の契約金額が１３０万円以上の請負工事を対象とする。）における「高度技術」，「創意工夫」，「社会性等」

請負者は，工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目，又は，地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について，工事完成時までに所定の様式により提出することができる。

１１　過積載による違法運行の防止対策について

工事施工にあったての注意事項

①　積載重量制限を超過して工事用資材等を積み込まず，また積み込ませないこと。

②　過積載を行っている資材納入業者から，資材を購入しないこと。

③　資材等の過積載を防止するため，建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたっては，下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

④　さし枠装着車，物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず，また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。

⑤　過積載車輛，さし枠装着車，不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等，過積載を助長することのないようにすること。

⑥　取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い，又はさし枠装着車，不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は，早急に不正状態を解消する措置を講ずる。

⑦　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み，法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ，同団体等への加入者の使用を促進すること。

⑧　下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあったては，交通安全に関する配慮に欠ける者，又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

１２　隣接工事における諸経費調整について

隣接追加工事を，現工事の請負人を含む指名競争入札，条件付き一般競争入札又は政府調達に関する協定（WTO）に係る一般競争入札により発注する場合は，下記による。

・　本工事を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿工事（現工事の工事番号及び工事名称）の工事請負人と同一の者が落札した場合は，施工計画の内容により共通仮設費（共通仮設費率に含まれる部分を除く。）について調整する場合がある。

また，現工事の請負人が落札した場合は，監督員は速やかに請負人から提出された施工計画書及び工程表等に基づき施工計画についてヒアリングを行い，その結果，共通仮設費（共通仮設費率に含まれる部分を除く。）に関して施設等の現工事との共有あるいは積算上の重複がある場合は，茨城県建設工事請負契約書第１９条の規定に基づき当該部分を減額する設計変更を行うものとする。

１３　暴力団関係者の排除について

契約の履行にあたっての注意事項

①　暴力団又は暴力団関係者等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等（以下，「暴力団等」という。）と下請契約をしてはならない。

②　暴力団等から資材，原材料等を購入したり，暴力団等が関与する廃棄物処理施設を使用してはならない。

③　暴力団等から不当要求を受けた場合は毅然として拒否するとともに，その旨直ちに監督職員等に報告し，併せて所轄の警察署に届けでること。

１４　総合評価方式について（特別簡易型を除く）

（１）本工事は，総合評価方式の対象工事とする。

（２）本工事に関する施工計画及び技術提案（以下，「技術提案等」という。）が適正と認められ評価された場合，請負者は技術提案等に基づいて施工しなければならないものとする。技術提案等の内容は，設計図書の当該標準案に係る記述に優先するものとし，技術提案等に基づく設計図書の変更は行わない。

（３）発注者が技術提案等を適正と認めることにより，当該技術提案等に基づく工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。

（４）技術提案等に基づく施工を行う場合，発注者は，工事の監督，検査にあたって，請負者の施工内容が評価した技術提案等の内容を満たしていることを確認するものとし，請負者は必要な資料を作成し，監督員に提

出しなければならない。必要な資料の作成及び提出に要する費用は，請負者の負担とする。

（5）技術提案等に基づく施工を行った場合に，工事の検査において，当該技術提案等を満たしていることをすべて確認できない場合は，当該技術提案等の履行に係る部分の確認は，工事完成後においても引き続き存続するものとする。

（6）【簡易型（施工計画）の場合】

受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は，再度の施工を行うこと。また，再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は，工事成績評点を減ずる措置を行う。

工事成績評定の減点は，考査項目「法令遵守等」の文書注意相当として，最大８点減点する。

【標準型（定量評価する技術提案）の場合】

受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は，再度の施工を行うこと。また，再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は，契約金額の減額，工事成績評点を減ずる措置を行う。

① 契約金額の減額

技術提案の達成度合いに応じた評価点の再計算を行い，提案項目の不履行として落札時の評価値との差に応じた金額の減額を行う。

$(100+\alpha) / C = (100+\beta) / C'$

$C' = (100+\beta) / (100+\alpha) \times C$

C ： 当初の契約金額（円）

C'： 達成度合いに応じた契約金額（円）

α： 当初の評価点（点）

β： 達成度合いに応じて再計算した評価点（点）

② 工事成績評定の減点（考査項目「法令遵守等」の文書注意相当として，最大８点減点する。）

技術提案の達成度合いに応じた評価点の再計算を行い，提案項目の不履行として，落札時の評価点との差に応じた工事成績評点の減点を行う。

減点値$= 8\times(\alpha-\beta)/\gamma$

α ： 当初の評定点（点）

β ： 達成度合いに応じて再計算した評価点（点）

γ ： 技術提案に関する部分のみの当初の評価点（点）

【標準型（定性評価する技術提案）の場合】

受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は，再度の施工を行うこと。また，再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は，契約金額の減額，工事成績評点を減ずる措置を行う。

工事成績評定の減点は，考査項目「法令遵守等」の文書注意相当として，最大８点減点する。

（7）技術提案等に対する履行状況が，特に悪質と認められる場合等は，指名停止措置や損害賠償の請求を行うことがある。

１５　総合評価方式について（雇用対策型の場合）

（1）本工事は，総合評価方式（雇用対策型）の対象工事とする。

（2）本工事に関する企業の新規雇用計画（以下，「雇用計画」という。）が適正と認められ評価された場合，請負者は雇用計画に基づいて離職者等を雇用しなければならない。

（3）雇用計画に基づく雇用を行った場合，請負者は速やかに書面により監督員に報告し，確認を求めるものとする。また，工事完成日までに新規雇用実績報告書（様式第１４－２号）に証明書類を添付のうえ監督員に提出しなければならない。

（4）発注者は，工事の監督，検査にあたって，請負者の雇用計画に基づく新規雇用者の従事状況を確認するも

のとし，請負者は必要な資料を作成し，発注者に提出しなければならない。また，発注者から雇用者の従事状況の立会を求められた場合には，請負者はこれに応じなければならない。

（５）受注者の責により雇用計画どおりの履行が為されなかった場合は，工事成績評点を減ずる措置を行う。工事成績評定の減点は，考査項目「法令遵守等」の文書注意相当として，最大８点減点する。

（６）雇用計画に対する履行状況が，特に悪質と認められる場合等は，指名停止措置や損害賠償の請求を行うことがある。

１６　現場代理人の兼務について

（１）本工事の請負者は，本工事の現場代理人が他の一つの工事の現場代理人を兼務するときは，あらかじめ書面（様式１）により契約検査課に届け出なければならない。この場合において，請負者は，連絡員を指名のうえ届け出るものとする。

（２）兼務に当たっては，現場代理人は，一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理しなければならない。

（３）作業期間中に現場代理人が他の工事の兼務のため不在となるときは，連絡員が当該現場に常駐しなければならない。

（４）兼務に係る工事について，安全管理の不徹底に起因する事故の発生，その他現場体制の不備が生じた場合は，現場代理人の兼務の承認を取消し，工事成績への反映及び指名停止等必要な措置を講ずる場合がある。

（５）現場代理人の兼務については，建設工事においては請負額と予定価格の合計額が 500 万円未満，除草等の業務委託については金額を問わない。ただし，兼務できる件数は２件までとする。

【別紙資料】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（H22.7.　　改訂）

電気設備機材等一覧表

１．配線類

(1)電線類　((2)　耐火・耐熱ケーブルを除く)

標準仕様書によるもの(JIS 又は JCS 規格適合品)

JIS 及び JCS 規格に規定されていない電線類についてはJIS 規格等に準じた仕様とする。

※原則として EM 電線，EM ケーブルとする。

(2)耐火・耐熱ケーブル

「JCT」及び「JCMA」認定品

※「JCT」:（社）電設総合技術センター内　耐火・耐熱電線認定委員会

「JCMA」認定品については有効期限内のものであること。

２．電線保護物類

標準仕様書によるもの(JIS 規格適合品)

※上記の他　ポリエチレンライニング鋼管(JIS C 8380)　波付硬質合成樹脂管(JIS C 3653)に適合するものを含む。

３．配線器具

JIS 規格及び電気用品の技術上の基準に適合するもの

４．照明器具等

(1)照明器具((2)を除く)

標準仕様書によるもの(JIS 及び JIL 規格適合品)

(2)蛍光灯器具※，高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器(JEL 503)及び照明制御装置評価名簿によるもの。

※防爆照明器具及び防災照明器具を除く

５．防災照明器具

(1)非常用照明器具

建築基準法に適合したもの，又は(社)日本照明器具工業会の JIL5501 適合マークのついたもの。

(2)誘導灯

消防法に適合したもの，又は(社)日本電気協会の認定証票のついたもの。

※(社)日本照明器具工業会による認定証票のついたものも可(経過措置)

６．分電盤(実験盤を含む)，制御盤

評価名簿及び次の会社によるもの。

神鋼電機(株)，(株)高岳製作所，(株)東芝，日新電機(株)，(株)日立ｴﾚｸﾄﾘｯｸｼｽﾃﾑｽﾞ，日立ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ(株)（高圧盤は除く），(株)日立製作所，富士電機ｼｽﾃﾑｽﾞ(株)，三菱電機(株)，(株)明電舎，(株)安川電機，ﾙｰﾃｯｸ(株)

７．耐熱形分電盤

消防法に適合したもの又は(社)日本電気協会(JEA)の認定証票が貼付されたもの。

８．消防防災用制御盤

消防法に適合したもの又は(財)日本消防設備安全センターの認定証票が貼付されたもの。

９．雷保護設備

次の会社によるもの。

ｴｰｽﾗｲｵﾝ(株)，中央防雷(株)，東京避雷針工業(株)，(株)村田電機製作所，日本避雷針工業(株)，(株)ﾜｰﾙﾄﾞ避雷針工業

１０．マンホール，ハンドホールの鉄蓋

評価名簿によるもの。

１１．キュービクル式配電盤，高圧スイッチギヤ

評価名簿及び次の会社によるもの。

神鋼電機(株)，(株)高岳製作所，(株)東芝，日新電機(株)，(株)日立ｴﾚｸﾄﾘｯｸｼｽﾃﾑｽﾞ，(株)日立製作所，富士電機ｼｽﾃﾑｽﾞ(株)，三菱電機(株)，(株)明電舎，(株)安川電機，ﾙｰﾃｯｸ(株)

１２．盤内器具類

(1)計器用変成器

次の会社によるもの。

(株)東芝，(株)日立製作所，富士電機ｼｽﾃﾑｽﾞ(株)，三菱電機(株)

(2)保護継電器

次の会社によるもの。

(株)東芝，(株)日立製作所，富士電機ｼｽﾃﾑｽﾞ(株)，三菱電機(株)，(株)明電舎

※ただし，高圧地絡継電器については次の会社によるもの。

(株)泰和電器，光商工(株)

１３．高圧機器

(1)高圧交流遮断器，高圧変圧器（特定機器），高圧進相コンデンサ

評価名簿によるもの

(2)断路器

次の会社によるもの。

(株)東芝，(株)日立製作所，富士電機ｼｽﾃﾑｽﾞ(株)，三菱電機(株)，(株)明電舎，(株)安川電機

(3)避雷器

次の会社によるもの。

(株)東芝，(株)日立製作所，三菱電機(株)

(4)高圧限流ヒューズ

評価名簿及び次の会社によるもの。

ｴﾅｼﾞｰｻﾎﾟｰﾄ(株)，日本高圧電気(株)

(5)高圧負荷開閉器

評価名簿及び東光電気(株)によるもの。

１４．蓄電池

(1)ベント形据置鉛蓄電池(JIS C 8704-1)

(2)制御弁式据置鉛蓄電池(JIS C 8704-2)

(3)据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池(JIS C 8706)

上記については評価名簿によるもの。

１５．交流無停電電源装置(UPS)

評価名簿によるもの。

１６．発電設備（防災用，常用防災兼用）

消防法及び建築基準法に適合したもの又は，(社)日本内燃力発電設備協会による認定証票が貼付されたもの。

１７．太陽光発電装置

パワーコンディショナ及び系統連系保護装置(太陽電池モジュール及びアレイ，接続箱は含まない)

評価名簿によるもの。

１８．構内情報通信装置

標準仕様書によるもの。「電源　単相100V±10%，50Hz±2%」

１９．構内交換装置

交換装置，電源装置，局線中継台，電話機等，ボタン電話装置

電気通信事業法に基づく技術基準に適合したもの，又は(財)電気通信端末機器審査協会等の認定表示があるもの。

２０．電気時計

次の会社によるもの。

ｾｲｺｰﾀｲﾑｼｽﾃﾑ(株)，(株)ﾃｲ・ｱｲ・ｼｲ・ｼﾁｽﾞﾝ，ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ電工(株)

２１．拡声装置

次の会社によるもの。

(株)ﾃﾞﾉﾝｺﾝｼｭｰﾏｰﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ，ＴＯＡ(株)，東芝ﾗｲﾃｯｸ(株)，日本ﾋﾞｸﾀｰ(株)，日本無線(株)，ﾊﾟﾅｿﾆｯｸｼｽﾃﾑｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞｼﾞｬﾊﾟﾝ(株)，不二音響(株)，ﾔﾏﾊ(株)，ﾕﾆﾍﾞｯｸｽ(株)

２２．誘導支援装置(インターホン等)

次の会社によるもの。

ｱｲﾎﾝ㈱，(株)ｹｱｺﾑ，東芝ﾗｲﾃｯｸ(株)，日本ｲﾝﾀｰﾌｫｰﾝ(株)，ﾊﾟﾅｿﾆｯｸｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ(株)，ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ電工(株)，池野通建(株)，武蔵野電機(株)

２３．テレビ共同受信装置

次の会社によるもの。

ＤＸｱﾝﾃﾅ(株)，日本ｱﾝﾃﾅ(株)，八木ｱﾝﾃﾅ(株)，ﾏｽﾌﾟﾛ電工(株)，ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ (株)

２４．監視カメラ装置

評価名簿によるもの。

２５．自動火災報知装置

消防法に適合したもの又は日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの。

２６．自動閉鎖装置(自動閉鎖機構)

建築基準法に適合したもの又は連動機構・装置等自主評定委員会※による適合表示のあるもの。

※(社)日本火災報知機工業会，(社)日本シャッター・ドア協会及び日本防排煙工業会による。

２７．非常警報装置(非常放送装置)

消防法に適合したもの又は日本消防検定協会による認定表示のあるもの。

２８．中央監視制御装置

監視制御装置

評価名簿によるもの。

付　記　事　項

適　用

本表における評価名簿とは平成 22 年版（社）公共建築協会による

建築材料・設備機材等品質性能評価事業

設備機材等評価名簿（電気設備機材・機械設備機材）を示すものとする。

（H24.5.9 改訂）

特 記 仕 様 書（機械設備工事）

Ⅰ 工 事 概 要

1. 工 事 名　平成25年度龍ヶ崎市本庁舎消防設備等改修工事
2. 工事場所　茨城県龍ヶ崎市3710番地
3. 敷地面積　26,135.93 m2
4. 工事範囲　※図示
5. 建物概要　庁舎

（全体）

建物名称	本庁舎(電算棟を含む)	別棟	
構　造	SRC造　一部 S造	S造一部　造	造一部　造
階　数	地上 6階 地下1 階	地上 2階 地下 階	地上 階 地下 階
建築面積	2595.24 ㎡	428.20 ㎡	㎡
延べ面積	7,798.01 ㎡	684.70 ㎡	㎡

（建物毎の各階床面積）

建物名称	地下1階	1階	2階	3階	4階	5階	計

6. 別途工事

（H15. 6. 1 改訂）　（H20. 6. 20 改訂）

（H15. 9. 1 改訂）　（H21. 6. 1 改訂）

（H16. 6. 1 改訂）　（H23. 6. 1 改訂）

（H17. 5.15 改訂）

（H17.10. 1 改訂）

（H18. 5.15 改訂）

（H19. 7. 1 改訂）

Ⅱ 機 械 設 備 工 事 仕 様

1. 共 通 事 項

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（平成２２年版）（以下「標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」（平成２２年版）（以下「改修標準仕様書」という。）による。

2. 特 記 事 項

⑴ 項目は、番号に□のついたものを適用する。

⑵ 特記事項で※印，・印のある場合の適用は、下記による。

※印を適用する。

・印のついたものは適用しない。

⑶ 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該表及び当該図を示す。

⑷ 建築工事、電気設備工事は、別記各工事の特記仕様書による。

Ⅲ 特 記 仕 様

第1章　一 般 共 通 事 項

1. 適 用 基 準 等

※　「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　平成２２年版）

※　「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　平成２２年版）

※　「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　平成２２年版）

※　「工事写真の撮り方（改訂第２版）建築設備編」（建設大臣官房官庁営繕部監修）

2. 技 術 者 等

建設工事請負契約書並びに茨城県建設工事施工適正化指針に基づく現場代理人及び技術者（主任技術者・監理技術者・専門技術者）を選定する。

3. 技 能 士　※　適用する　・　適用しない　(1.5.2)

・配管技能士　・　熱絶縁施工技能士　・　冷凍空気調和機器施工技能士

・建築板金技能士　・　計装士

4. 電気保安技術者　・　適用する　・　適用しない　(1.3.2)

5. 工事実績情報の登録　・　適用する　（付記事項参照）

6. 設計図書の優先順序　⑴ 質問回答書　⑵ 現場説明書　⑶ 特記仕様書

⑷ 図面　⑸ 標準仕様書及び改修標準仕様書

7. 監督員事務所　※　設けない　・　設ける（種別　・１号　・２号　・３号　）

8. 機材等

（１）本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの、機械設備機材等一覧表（茨城県土木部営繕課）によるもの及びこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。

なお、「評価名簿による」と特記されたものについては、（社）公共建築協会発行「設備機材等品質性能評価名簿（平成２２年版）」による。

（２）「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」で認定されたリサイクル建設資材については、茨城県リサイクル建設資材率先利用指針により率先利用に努めるものとする。

（３）国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）により、県が定める「特定調達品目」について環境負荷を低減できる材料を選定するよう努めるものとする。

（４）上記の条件を満たすものが、県産品で確保できる場合には、その優先使用に努めるものとする。

なお、県産材とは、「茨城県内で生産されたもの、又は加工し製品化されたもの」とする。

9. 機材等の検査及び試験

検査及び試験を必要とする機材等は、標準仕様書によるほか下記による。

（１）機材は種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、ＪＩＳマーク等が表示された機材で所要の品質があることが確認でき設計図書に適合するものは、監督職員の承諾を受けて検査を省略することができる。

（２）設計図書に定められた場合、又は試験によらなければ設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合には、試験を実施する。試験方法は、ＪＩＳ、ＳＨＡＳＥ－Ｓ等に定めがある場合は、これによる。試験完了後、試験成績表を監督職員に提出する。監督職員が必要と認める場合には、試験に立ち会う。

10. **建設発生土の処理等**

・　構外搬出適切処理　　※　構内の指示する場所に敷き均し　　・　構内の指示する場所にたい積

・　構外搬出指定場所（　　　　　　　　　　　　地内　　・　敷き均し　　・　たい積）　（付記事項参照）

11. **発生材の処理等**　（1.3.9）

※　構外搬出とし、関係法令に準拠して適切に処理し、監督職員に報告する。

・　引き渡しを要するもの（　　　　　　　　　　　　　）

12. **下請負人通知**

建設工事請負契約書及び茨城県建設工事適正化指針に基づく下請負人通知書２部を、県と請負契約を締結した日から原則として３０日以内、その後の下請け契約に係るものは、契約締結の日から１０日以内に提出するものとする。

13. **施工図等の取り扱い**

施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。

14. **提出書類**

提出書類は、下記による。　（※　透明書類ケースに入れて提出する　）

※　写　真

適用	内　　　容	枚数	部数	提出方法
※	工事写真	**適宜**	1	電子納品
※	完成写真（支払用：外観及び内観）	２枚以上	1	Ａ４版
・	完成写真（・　データ共　）	**適宜**	1	アルバム（キャビネ）

上記のほかに出来高検査、中間検査等に要する写真は、監督職員の指示により提出する。なお、撮り方は建設大臣官房官庁営繕部監修「工事写真撮り方（改訂第２版）建築設備編」を参考とすること。

※　工事写真の電子納品については「茨城県土木部営繕工事電子納品の取扱い」による。

・　完成写真（アルバム）の撮影業者　　・　監督員の承諾する撮影業者

※　工事実績情報の登録内容確認書の写し

※　火災保険等に加入したことを証明できる書類

※　建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書

※　施工計画書

※　使用機材メーカー一覧表

※　機器・材料納入仕様書

※　施工図

※　施工体制台帳（下請契約台帳、再下請契約届出書、施工体系図）　現場備え付け

※　試験成績表

※　機器類保証書

※　各種届出書類控

※　産業廃棄物処理関係書類

（処理フロー図（種類、数量）、マニュフェストの写し、委託契約書の写し、許可証の写し

運搬経路図、運搬車両一覧表、写真（積込み、運搬中、荷下ろし状況））

※建設副産物実態調査に関するデータ保存 FD 及び出力調査票

※　保守点検に必要な工具

※完成図

※　原図　　　　　　　　　1　部　　サイズ　　・　Ａ１　　・Ａ２　　※Ａ３

※　青焼（白焼）製本　　２　部

・　縮小版（A3）製本　　１　部

※　完成図 CAD データ（ＣＤ－Ｒ）　１枚

※　維持保全に関する資料（完成図書）　　　　部

1. 使用機材メーカー一覧表
2. 官公署届出書類
3. 機器完成図，検査合格証，取扱説明書
4. 試験成績書
5. 機器類保証書、工事保証書
6. その他監督職員の指示するもの

※　ＣＤ－Ｒ　　１枚

完成図面、金抜内訳書、完成写真、申請書類、保証書を収録したもの

（詳細は営繕課完成図書 CD 化仕様書による）

※　その他　監督員が必要と認め、指示した書類及び部数

第2章　共通工事

1. 機器の規格

機器類の仕様は、図面による。

2. 各種配管工事の試験

配管途中若しくは隠ぺい、埋戻し前又は配管完了後の塗装若しくは被覆施工前に行う。試験方法及び試験圧力等は、標準仕様書によるものとし試験記録表を監督員に１部提出する。

3. 測定表

試運転調整完了後、すみやかに下記の各測定結果をまとめた測定表を監督員に１部提出する。（測定内容及び測定個所等は、監督員の指示による。）

・　温度　　・　湿度　　・　風量　　・　騒音　　・　振動　　※　水量

4. 容量の表示

(1)　電動機出力などは、表示された出力以下の容量とする。但し、防災機器は除く。

(2)　冷・温熱源機器等及び防災機器の能力、容量は、その数値以上のものとする。

5. 土工事　(4.2.1)

根切りは、周辺の土質などに適した工法とし、土砂が崩壊しないように関係法令に準拠し適切な法面をつけるか又は山止めを設ける。（山止め箇所は、図示による。）

6. 管端防食継手　(2.1.2)

塩ビライニング鋼管でネジ接合する場合の継手は、管端防食継手とする。

7. 管の切断　(2.5.1)

塩ビライニング鋼管及び外面被覆鋼管は、帯のこ盤又は丸のこ盤などで切断し、パイプカッターによる切断は禁止する。

8. 異種管の接合

標準仕様書 2. 5. 17 による。なお、接合要領は標準図施工３によるものとする。

9. 吊り及び支持　(2.6.3)

標準仕様書第２編第２章第６節によるほか、次による。

(1)　屋外支持材は、亜鉛ドブ漬、又はステンレス製とする。（ボルト、ナット等は、SUS 製とする。）

(2)　50A 以下の鋼管は、形鋼振れ止め支持間隔を 8m 以下とする。

(3)　梁貫通により振れ止めがされている場合は、その部分を形鋼振れ止め支持されているものとみなす。

10. 地中埋設標　（標準図、機材２）

※　設置する　（・　給水　　・　排水　　・　ガス　　・　消火　　・　油）

・　設置しない

11. 埋設表示テープ

標準仕様書によるほかテープ幅は 150 ㎜とする。

12. 土中埋設の深さ

・　６０㎝　　・　　　㎝

（但し、建物に引き込む場合等は、監督員の承諾を得て埋設深さを変更することができる。）

13. 伸縮管継手を備えた配管　(2.4..1.e)

標準仕様書による。

14. 管のフランジ接合　(2.4.5、2.4.6、2.4.7、2.5.2、2.5.3、2.5.4、2.5.6、2.5.7)

標準仕様書によるほか、機器周りの配管はフランジ接合する。但し、鋼管及びライニング鋼管の梁貫通の場合は、片側をネジ接合としてもよい。

15. 塗装工事

標準仕様書（第２編 3.2.1）による。

16. 防食処置

標準仕様書（第２編 2.7.3）による。

⑴　土中埋設の鋼管類（ステンレス管、合成樹脂などで外面を被覆された部分の配管は除く。）には、標準仕様書により防食処理を行う。

⑵　コンクリートに埋設される鋼管、鉛管、銅管は、プラスチックテープを 1/2 重ね１回巻きとする。

17. 識別色

標準仕様書によるほか、埋設表示ﾃｰﾌﾟ 及び地中埋設標の識別色は、　給水は青、排水はシルバー、消火は赤、ガスは黄とする。

18. 保温工事

標準仕様書第２編　第３章　第１節によるほか下記による。

⑴　機器類付属弁類、槽類、煙道及び管寄せの保温外装は、アルミニウム板及びカラー亜鉛鉄板をステンレス板に　　・　読み替える　　・　読み替えない

⑵ ロックウール、グラスウールを使用した保温材のホルムアルデヒドの放散量　・　F☆☆☆☆　・F☆☆☆

19. 名札等

鍵及び弁等に取り付ける名札は、プラスチック製（白）とし、系統名及び常時開又は閉の文字（黒）を記入する。

20. 貫通部の処理　(2.8.1)

標準仕様書第２編第２章第８節による。

本工事に使用するスリーブは、下記による。　(2.2.24)

・　つば付き鋼管製スリーブ（・　防水壁　　・　防水床）（つば付き鋼管製は第２編表 2.2.11 による。）

・　紙製スリーブ（・　梁　　・　壁　　・　床）

・ 管とスリーブとの隙間のシーリング材は、ホルムアルデヒド、トルエン、エチルベンゼン等を放散しないか、放散が少ないものとする。

・　配管が防火区画を貫通する場合は、建築基準法に適合する工法又は、国土交通大臣認定を受けた工法とし、貫通部に適合するものとする。(認定書を提出し、標識を適当な位置に貼ること。)

21. 斫 り

既製コンクリートの床、壁の配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターによる。

22. 他工事との取り合い

⑴	鉄筋コンクリートの梁、床、壁貫通のスリーブ補強	・　箱入れ補強	・　本工事	・　別途
⑵	天井、壁のボード類（軽量鉄骨も含む）の補強及び切込み		・　本工事	・　別途
⑶	天井改め口		・　本工事	・　別途
⑷	外壁に取り付けるガラリ、換気扇枠		・　本工事	・　別途
⑸	機器のコンクリート基礎	屋内設置のもの	・　本工事	・　別途
		屋外設置のもの	・　本工事	・　別途
⑹	防煙ダンパーと連動制御器迄の電気工事		・　本工事	・　別途

（機器付属電線と電気工事電源電線並びに電気工事電源開閉器との連続は、別途工事とする。但し、接続については、電気工事業者と充分に協議すること。なお、コンセントへの接続は、本工事とする。）

(7) 地震感知器の配管配線　・ 本工事　・ 別途

(8) 排煙濃度計の指示計迄の配管配線　・ 本工事　・ 別途

(9) 天井吊形ファンコイルユニットと操作スイッチ管の渡り配管配線　・ 本工事　・ 別途

23. 機器等の耐震施工

標準仕様書によるほか設備機器等の固定は、建設大臣官房官庁営繕部監修「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成８年版）」による。

24. 工事用電力・用水・その他

本工事に必要な工事用電力、用水、その他の費用は全て請負者の負担とする。

25. 揮発性有機化合物(VOC)を使用した材料の対応

(1) 揮発性有機化合物（以下ＶＯＣという。）対策については、極力含有量の少ない材料を使用することとする。

(2) 屋内清掃を行うときは、ＶＯＣを含む材料を使用しないこと。やむを得ず使用するときは、監督員の承諾を得ること。

(3) ＶＯＣを含む材料を使用して施工した場合は十分に換気を行うこと。

26. 埋蔵文化財

本工事範囲は埋蔵文化財包蔵地のため、掘削作業を行う際には文化財保護法により教育庁文化課等の試掘立会いを受けなければならない。工事日程、掘削範囲及び断面図を作成し、営繕課、施設及び教育庁文化課と事前に協議を行ってから施工すること。

第3章　衛生器具設備工事

1. 大便器洗浄弁（バキュームブレーカー付）　・　節水形　・　一般形
2. 大便器用ロータンク　・　防露形　・　一般形
3. 小便器洗浄弁　・　節水形　・一般形
4. 衛生器具の接続

衛生器具と排水配管との接続には、ＬＰ管に替えて排水用フレキシブル継ぎ手を使用してもよい。

第4章　給 水 設 備 工 事

1. 水道加入金　・　別途　・　本工事
2. 保　温

※　標準仕様書による。

・　屋外露出管（弁、フランジ類を含む）の保温材の厚さは、呼び径25㎜以下は30㎜、呼び径32㎜以上のものは、40㎜以上とする。

3. 水栓　標準仕様書による。

第5章　排 水 設 備 工 事

1. 流し接続管　床上露出部分は、塩化ビニル管（ＶＰ）でもよい。
2. 鋳鉄製蓋の文字

・　汚　水　・　雑排水　・　雨水　・　実験排水

・　その他

3. 鋳鉄製蓋の破壊荷重

・　中荷重　６０ｋN以上（丸枠）　・　重荷重　２００ｋN以上（丸枠）

4. 屋外排水管敷設要領

根切り底から100㎜砕石敷き込めを行い、管を敷設して管頂から100㎜までを山砂にて埋め戻す。

残りの部分は　・　根切り土　・　山砂　で埋め戻す

5. 小口径桝　下水道管理者等と協議・承諾のうえ使用する。
6. エア抜き用排水　自動エア抜きの排水は、専用配管で排水処理をする。

第6章　給 湯 設 備 工 事

1. 湯沸器排気筒

・　本工事（厚さ0.5㎜以上のステンレス鋼板製）　・　別途

保　温　・　行う　・　行わない

第7章　消 火 設 備 工 事

1. 屋内消火栓箱

※　国土交通省型とする　　・　鋼板製　　・　SUS 製

(1) 1 号消火栓　　※　HB−1A　※　HB−1B　・　HB−2A　・　HB−2B

・　HB−1AS　・　HB−2AS

(2) 2 号消火栓　　・　HB−4A　・　HB−4B

2. 消火栓弁　　・　可変弁

3. 弁 類　　※　JIS10K　・　JIS20K

4. 保 温

※消火配管（※屋内露出・屋外露出）は保温し、標準仕様書表 2.3.5（区分給水管）を適用する。

・屋外露出管の保温材の厚さは、呼び径 25 ㎜以下は 30 ㎜、呼び径 32 ㎜以上のものは、40 ㎜以上とする。

第8章　ガ ス 設 備 工 事

1. ガスメーター　　・　本工事　・　別途

2. ガスの種類　　(1)　種　類　　(2)　発熱量

3. ガス栓　　※　ヒューズコック

4. ガス漏れ警報機　　・　取り付ける　・　取り付けない

5. 警報用総合盤　　・　取り付ける　・　取り付けない

第9章 浄化槽設備工事

1. 装置強度

装置（槽、ふた）の強度は、次の条件による。

・　製造者標準形　・　中荷重形（乗用車の走行駐車可）　・　重荷重形

2. 山留め　　・オープンカット　・　鋼矢板　・　H 鋼＋鋼矢板

3. 埋め戻し土　　・　山砂　・　発生土

4. マンホール蓋等　　※錠又は安全ロック等付き

5. 消毒剤　　※30 日分納入

第10章 冷暖房設備工事

1. 温湿度調整目標値

	外　気		屋　　　　　　内					
			一般系統					
	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)
冬期	-1.2 ℃	47.5 ％	22 ℃	40 ％	℃	％	℃	％
夏期	33.9 ℃	57.9 ％	26 ℃	50 ％	℃	％	℃	％

2. 排気測定口　　　・取り付ける

3. 煙　道　　　鋼板厚　・3.2㎜　・　4.5㎜　・　図示による

4. 風量測定口　　取付場所は図示による。取付面は監督員の指示による。

5. 吹出口及び吸込口　　・　アルミ製（ヘアライン加工）　・　鋼板製

6. 防煙ダンパー

標準仕様書第３編 1.15.8 によるほか次による。

⑴　復帰方式　　・　自動式（遠隔式）　・　手動式

⑵　操作式　　・　電気式　　・　空気式

自動閉鎖機構は、定格入力 DC－24V、0.6A 以下、自動復帰機構が電動式の場合は、入力 DC－24V、25A 以下とする。

⑶　日本防排煙工業会の自主適合マーク貼付品とする。

7. 防火ダンパー

⑴　上記の６に準じたものとする。

⑵　図示のＦＶＤとは、防火ダンパーに風量調整機構が組み込んだもので、調整機構は段階的調整機構とする。

8. ピストンダンパー　　復帰方式　・　自動式　・　手動式

9. チャンバー等

⑴　外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバーには、排水を設ける。

⑵　アネモ型吹出口、ブリーズライン型吹出口のチャンバーは、別図による。

10. 温度計

標準仕様書及び標準図によるほか、次の箇所及び図示の位置に温度計を設ける。

⑴　主要な機器類の出入口の配管

11. 圧力計及び連成計　　ポンプ等の吸込み管に取り付ける場合は、連成型とする。

12. 瞬間流量計及び流量測定口

標準仕様書及び標準図によるほか次による。

冷温水管寄せの各送り管　・　瞬間流量計　・　測定用タッピング　（　・　設ける　・　設けない）

ボイラ又は熱交換器　・　瞬間流量計　・　測定用タッピング　（　・　設ける　・　設けない）
の温水出口

13. オイルサービスタンク

⑴　油面制御装置　・　国土交通省型　・　市販品（防爆型）

⑵　防油提　・　本工事　・　別途

14. 貯油槽

槽形式、容量等は主要機器表によるほか、次による。

⑴　油槽ふた　　　　　・　本工事（・　国土交通省型　　・　市販品）　　　・　別途

⑵　遠隔油量指示計　　・　取り付ける　　　・　取り付けない

形式　　・　国土交通省型　　・　製造者規格品（・　電気品　　・　空気品）

⑶　計量尺　　　　　　・　本工事（計量口は施錠付き）　　　・　別途

計量尺は、青銅製又は黄銅製及びアルミ製とし、100L 実測目盛り刻印とする

(4) 地下オイルタンク外面の保護方法は「危険物の規制に関する政令及び規則」による方法とする。また、事前に関係機関と打ち合わせを行う。

(5)　危険物表示板　　鋼板製メラミン焼付け仕上げとし、槽最寄の適切な位置に自立型のものを取り付ける。

15. 消音内貼り

消音板厚さ

⑴　風道保温厚さ 50㎜とする箇所は、消音板 50㎜とし、25㎜とする箇所は 25㎜とする。

⑵　内貼りチャンバー類の寸法表示は、外法寸法とする。

16. 保温及び塗装

⑴　保温

・　標準仕様書による。

・　屋外露出管（温水管、給水管）の保温材の厚さは、呼び径 25 ㎜以下は 30 ㎜、呼び径 32 ㎜以上のものは、40 ㎜以上とする。

⑵　外気取り入れ風道の保温　　　・　行う　　・　行わない

⑶　油配管の土中埋設部は、消防署の指示によるか又は標準仕様書による。

第11章　排煙設備工事

1. 風　道　　　　　　・　亜鉛鉄板製　　・　鋼板製(1.6mm)

2. 排煙口の解放装置　　・　手動式　　　・　手動及び排煙機運転用連結機付き

3. 排煙風量測定方式

排煙風量を測定する場合は、JIS－A－4303 の排煙設備検査標準 4.2.1⑵C による。

第12章　換気設備工事

1. 準用事項　　　　　第１０章冷暖房設備工事の当該事項に準じる。

2. 一般湯沸器の天蓋　　・　別途　　　・　本工事

3. 厨房用天蓋

⑴　材種　　※ステンレス製(SUS304、厚さ 1.0 ㎜以上とする。)

⑵　帯板（フードから天井まで）　　・　別途　　・　本工事

⑶　グリスフィルターは予備品として 100%納入する。

4. 保 温

多湿箇所（・浴室　・　厨房）の外気取り入れ風道は保温する、ただし、送風、排風機は除く。
施工範囲は、図示による。

第13章　自動制御設備工事

1. **制御方式**　・　電気式　・　電子式　・　空気式　・デジタル式

2. **中央監視装置**　・　中央処理装置　・　補助記憶装置　・　表示装置　・　グラフィックパネル
・　操作卓　・　伝送制御装置（親局）　・　電源装置

3. **周辺装置**　・　作表用印字装置　・　雑印字装置　・　集合表示装置　・　インターホン装置
・　ハードコピー装置

4. **端末装置**　・処理装置　・記憶装置　・伝送制御装置（子局）

5. **表示及び警報**

室内・外の温・湿度表示、冷・温水の温度表示、運転・故障・警報の表示のほか、細目は図示による。

6. **自動制御装置**

⑴　図示されていない配線配管等の本数及び寸法は、製造者の仕様としてよい。

⑵　自動制御回路には、サージ防止装置を　・　取り付ける　・　取り付けない

7. **その他**

⑴　室内形のサーモスタット、ヒューミディスタッドは、ケース付きとし、取付位置は標準仕様書による。

⑵　地震感知器の取付位置は標準仕様書による。

⑶　地震感知器の作動により、バーナー及び給油用電磁弁等を作動させ、速やかに燃焼を停止、消火させる。

（H21.7.1 改定）

付記事項

1 適　用

（1）　本付記事項は，標準仕様書及び特記仕様書を補足するものである。

（2）　本付記事項，標準仕様書及び特記仕様書に規定する事項は，別の定めがある場合除き，請負者の責任において履行すべきものとする。

（3）　本工事における工事数量は，別紙「本工事費内訳書」のとおりとする。

（4）　項目は，番号に□の付いたものを適用する。

2 工事カルテの作成登録（CORINS）

請負人は，受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の全ての工事について，工事実績情報サービス（CORINS）に基づき，受注・変更・完成時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ，受注時は契約後，土曜日，日曜日，祝日等を除き１０日以内に，変更内容の変更時は変更があった日から土曜日，日曜日，祝日等を除き１０日以内に，完成時は工事完成後，土曜日，日曜日，祝日等を除き１０日以内に，訂正時は適宜，登録機関に登録申請をしなければならない。

（ただし，工事請負代金額が500万円以上1,000万円未満の工事については，受注・訂正時の登録するものとする。）

なお，変更登録は，工期，技術者に変更が生じた場合に行うものとし，工事請負代金のみの変更の場合は，原則として登録を必要としない。

また，登録機関発行の「登録内容確認書」が請負人に届いた際には，速やかに監督員に提示しなければならない。なお，変更時と完成時の間が１０日間に満たない場合は，変更時の提示を省略できるものとする。

※　登録等の各種手続きに関する問い合わせ先
〒107-8416　東京都港区赤坂７丁目１０番２０号
アカサカセブンスアベニュービル４階
（財）日本建設情報総合センターCORINSセンター
TEL　03-3505-0463　　FAX　03-3505-2030

3　本工事の発生土をストックヤードに搬出する場合

（1）　搬入建設発生土の種類

① 第１・２・３・４種建設発生土（建設発生土利用技術マニュアルの土質区分基準）を搬入すること。

② 有害異物が含まれていないこと。

③ 廃棄物が混入していないこと。

④ 品質管理については，必要に応じてコーン指数試験（ポータブルコーンペネトロメータ測定），粒土試験，含水比試験を行い監督職員の確認を受けること。

（2）　利用時間

① 利用日　　月曜日～土曜日　8:00～17:00（但し，12:00～13:00は除く。）

② 休日　　　日曜日，祝日（振替休日を含む。），年始年末，盆休み

（3）　利用料金

（財）茨城県建設技術管理センターが指定する料金とする。

（4）　利用規程について

詳細については，「ストックヤード利用規則」を参照し，利用手続きに従って所定の手続きを行う。

（5）　その他

質疑が生じた場合には，監督職員と別途協議する。

（６）　問い合わせ先

（財）茨城県建設技術管理センター内　建設副産物リサイクルセンター

TEL　029－227－5634　　　FAX　029－227－8558

（７）　土質区分基準

発生土の土質区分は，原則として，コーン指数と日本統一土質分類を指標とし，表３－１に示す土質基準によるものとする。なお，土質改良を行った場合には，改良後の性状で判定するものとする。

表３－１　土質区分基準

区　分（建設省令）	土質区分	コーン指数 qc※3	日本統一土質区分		備　考※2	
			中分類	土　質	含水率（地山） wn（%）	掘削方法
第１種建設発生土（砂，礫及びこれらに準ずるもの）	第１種発生土	－	{G} {S}	礫 砂	－	・排水に考慮するが，降水，浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は，建設省令の１ランク下の区分とする。 ・水中掘削等による場合は，建設省令の２ランク下の区分とする。
	第１種改良土		（改良土）※6			
第２種建設発生土（砂質土，礫質土及びこれらに準ずるもの）	第2a種発生土	８以上	{GF}	礫質土	－	
	第2b種発生土		{SF}	砂質土（Fc=25～50%）	－	
	第2c種発生土			砂質土（Fc=25～50%）	30%程度以下	
	第2d種発生土		（改良土）		－	
第３種建設発生土（通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの）	第3a 種発生土	４以上	{SF}	砂質土（Fc＝25～50%）	30～50%程度	
	第3b 種発生土		{M}{C}	シルト，粘性土	40%程度以下	
			{V}	火山灰質粘性土	－	
	第3c 種発生土		（改良土）		－	
第４種建設発生土（粘性土及びこれに準ずるもの（第３種発生土を除く））	第4a 種発生土	２以上	{SF}	砂質土（Fc＝25～50%）	－	
	第4b 種発生土		{M}，{C}	シルト，粘性土	40～80%程度	
			{V}	火山灰質粘性土	－	
			{O}	有機質土	40～80%程度	
	第4c 種発生土		（改良土）		－	
（泥土）※1（通常の施工性が確保出来ないもの）	泥土ａ	２未満	ＳＦ	砂質土（Fc＝25～50%）	－	
	泥土ｂ		{M}{C}	シルト，粘性土	80%程度以上	
			{V}	火山灰質粘性土	－	
			{O}	有機質土	80%程度以上	
	泥土ｃ		Ｐｔ	高有機質土	－	

※１　泥土のうち建設汚泥は，廃棄物処理法に定められた手続きが必要である。

※２　計画段階（掘削前）において土質区分を行う必要があり，コーン指数を求めるために必要な資料を得られない場合には，日本統一土質分類と備考欄の含水比（地山），掘削方法から概略の土質区分を選定し，掘削後，所定の方法でコーン指数を測定して，土質区分を決定する。

※３　所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し，ポータブルコーンペネトロメータで測定したコーン指数。（表　３－３参照）

※４　表中の第１種～第４種改良土は，土（泥土を含む）に固化材を混合し，化学的に性状を改良したものである。例えば，第３種改良土は，第４種発生土又は泥土を安定処理し，コーン指数４以上の性状に改良したものである。

※５　含水比低下，粒度調整など物理的な処理を行った場合には，処理後の性状で再度判定し，改良土としてでなく，発生土として土質区分を判定する。

※６　第１種改良土は，礫，砂状を呈する。

４　排出ガス対策型建設機械使用の原則化

下記の建設機械は排出ガス対策型を使用することとする。

①　ブルドーザ，バックホウ，トラクタショベル

②　ホイルクレーン，マカダムローラ，タイヤローラ，振動ローラ搭載されているエンジンから排出されるガス成分及び黒煙の量は下表の値以下のものであること。

対象物質／出力区分	ＨＣ (g/kW･h)	ＮＯｘ (g/kW･h)	ＣＯ (g/kW･h)	黒煙 (%)
7.5～ 15ｋW未満	２．４	１２．４	５．７	５０
15 ～ 30ｋW未満	１．９	１０．５	５．７	５０
30 ～272ｋW以下	１．３	９．２	５．０	５０

なお，地域条件などにより調達が困難である場合は，監督職員と協議を行うこととする。

５　リサイクル関係書類

⑴　再生資源利用計画書

下記の工事については，着工に先立ち作成し施工計画書に添付する。

①　建設リサイクル法の対象工事

②　土砂を１００ｍ３以上搬入する工事

③　砕石（再生砕石を含む）を５０ｔ以上搬入する工事

④　加熱アスファルト２０ｔ以上搬入する工事

⑵　再生資源利用促進計画書

下記の工事については，着工に先立ち作成し施工計画書に添付する。

①　建設リサイクル法の対象工事

②　建設発生土を１００ｍ３以上搬出する工事

③　廃棄物全体で２０ｔ以上搬出する工事

⑶　廃棄物処理計画書

下記の工事については，着工に先立ち作成し施工計画書に添付する。

①　建設リサイクル法の対象工事

⑷　再生資源利用実施書

下記の工事については，完成書類に添えて発注者に提出する。

作成部数等は，発注者へ一部提出，実態調査用にFDを提出，請負者一部保管（工事竣工後１年間）

①　土砂，砕石，アスファルト混合物を使用する全ての工事

⑸　再生資源利用促進実施書

下記の工事については，完成書類に添えて発注者に提出する。

作成部数等は，発注者へ一部提出，実態調査用にFDを提出，請負者一部保管（工事竣工後１年間）

①　建設発生土，コンクリート塊，アスファルトコンクリート塊，建設発生木材，建設汚泥，建設混合物を搬出する全ての工事

⑹　廃棄物処理実施書

下記の工事については，完成書類に添えて発注者に提出する。

発注者へ一部提出，請負者一部保管（工事竣工後５年間）

①　建設リサイクル法の対象工事

６　ＶＯＣ(揮発性有機化合物)の室内濃度の測定

設計図書等に室内濃度の測定を明記した室の，ＶＯＣ(揮発性有機化合物)の室内濃度を測定し，厚生労働省が定める指針値以下であることを確認すること。

ただし，指針値を超えた場合は，監督員と協議し所要の対策を講じること。

揮発性有機化合物	室内濃度指針値
ホルムアルデヒド	100μg/m3　(0.08 ppm)
トルエン	260μg/m3　(0.07 ppm)
キシレン	870μg/m3　(0.20 ppm)
エチルベンゼン	3800μg/m3　(0.88 ppm)
スチレン	220μg/m3　(0.05 ppm)

（参考）

パラジクロロベンゼン	240μg/m3　(0.04 ppm)

注）ppm：100万分の１

７　セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する措置

普通ポルトランドセメント，高炉セメント，セメント系固化材，石灰系固化材を使用した改良土から条件によっては，六価クロムが土壌環境基準を超える濃度で溶出する恐れがあるため，施工にあたっては下記のとおり取り扱う。

①　セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合，監督職員の承諾した方法により，現地土壌と使用予定の固化材による六価クロム溶出試験を実施し，土壌環境基準を勘案して必要に応じ適切な措置を講じる。

②　セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合，監督職員の承諾した方法により，六価クロム溶出試験を実施し，六価クロム溶出量が土壌環境基準以下であること確認する。

８　不正軽油使用禁止

①　現場で不正軽油を使用しないこと。

②　現場で不正軽油を使用させないこと。

③　不正軽油を購入しないこと。

④　取引関係にある運送事業者等が不正軽油を使用している場合は，早急に不正状態を解消する措置を講じること。

⑤　下請契約の相手方又は燃料購入業者を選定するにあたっては，不正軽油を使用する者又は不正軽油を販売する者を排除すること。

⑥　現場で県税事務所職員が行う使用燃料の抜き取り調査に協力するとともに，調査の際は現場代理人が立ち会うこと。

⑦　当該工事に関して，法令(地方税法)に違反していることが判明した場合は直ちに監督員に報告すること。

※　不正軽油とは，地方税法第７００条の２２の２の規定による知事の承認を得ないで行われた次のものをいう。
１　軽油と軽油以外の炭化水素油（重油，灯油等）を混和したもの
２　軽油以外の炭化水素油（重油，灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油，灯油等）を混和して製造された軽油
３　自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素油（重油，灯油等）

９　低入札価格調査制度における調査対象工事の監督体制等の強化

請負人は，１件の請負に付する額1,000万円以上の工事の発注にあたっては，次の各号に掲げる内容に応じなければならない。

①　請負人は，調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては，茨城県建設工事施工適正化指針及び建設工事請負契約約款に定める下請人通知書，施工体制台帳，再下請通知書及び施工体系図の提出に際し，発注者からその内容について，ヒアリングを求められた場合は，応じなければならない。

②　請負人は，共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際し，発注者からその内容についてヒアリングを求められた場合は，応じなければならない。

③　請負人は，監督員が当該工事の監督業務を行う際に，監督員の指示により主任技術者又は監理技術者を立ち合わせなければならない。

１０　龍ケ崎市建設工事検査採点要領（１件の契約金額が１３０万円以上の請負工事を対象とする。）における「高度技術」，「創意工夫」，「社会性等」

請負者は，工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目，又は，地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について，工事完成時までに所定の様式により提出することができる。

１１　過積載による違法運行の防止対策について

工事施工にあったての注意事項

① 積載重量制限を超過して工事用資材等を積み込まず，また積み込ませないこと。

② 過積載を行っている資材納入業者から，資材を購入しないこと。

③ 資材等の過積載を防止するため，建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたっては，下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

④ さし枠装着車，物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず，また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。

⑤ 過積載車輌，さし枠装着車，不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等，過積載を助長することのないようにすること。

⑥ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い，又はさし枠装着車，不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は，早急に不正状態を解消する措置を講ずる。

⑦ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み，法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ，同団体等への加入者の使用を促進すること。

⑧ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあったては，交通安全に関する配慮に欠ける者，又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

１２　隣接工事における諸経費調整について

隣接追加工事を，現工事の請負人を含む指名競争入札，条件付き一般競争入札又は政府調達に関する協定（WTO）に係る一般競争入札により発注する場合は，下記による。

・ 本工事を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿工事（現工事の工事番号及び工事名称）の工事請負人と同一の者が落札した場合は，施工計画の内容により共通仮設費（共通仮設費率に含まれる部分を除く。）について調整する場合がある。

また，現工事の請負人が落札した場合は，監督員は速やかに請負人から提出された施工計画書及び工程表等に基づき施工計画についてヒアリングを行い，その結果，共通仮設費（共通仮設費率に含まれる部分を除く。）に関して施設等の現工事との共有あるいは積算上の重複がある場合は，茨城県建設工事請負契約書第１９条の規定に基づき当該部分を減額する設計変更を行うものとする。

１３　暴力団関係者の排除について

契約の履行にあたっての注意事項

① 暴力団又は暴力団関係者等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等（以下，「暴力団等」という。）と下請契約をしてはならない。

② 暴力団等から資材，原材料等を購入したり，暴力団等が関与する廃棄物処理施設を使用してはならない。

③ 暴力団等から不当要求を受けた場合は毅然として拒否するとともに，その旨直ちに監督職員等に報告し，併せて所轄の警察署に届けでること。

１４　総合評価方式について（特別簡易型を除く）

（１）本工事は，総合評価方式の対象工事とする。

（２）本工事に関する施工計画及び技術提案（以下，「技術提案等」という。）が適正と認められ評価された場合，請負者は技術提案等に基づいて施工しなければならないものとする。技術提案等の内容は，設計図書の当該標準案に係る記述に優先するものとし，技術提案等に基づく設計図書の変更は行わない。

（３）発注者が技術提案等を適正と認めることにより，当該技術提案等に基づく工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。

（４）技術提案等に基づく施工を行う場合，発注者は，工事の監督，検査にあたって，請負者の施工内容が評価した技術提案等の内容を満たしていることを確認するものとし，請負者は必要な資料を作成し，監督員に提出しなければならない。必要な資料の作成及び提出に要する費用は，請負者の負担とする。

（５）技術提案等に基づく施工を行った場合に，工事の検査において，当該技術提案等を満たしていることをすべて確認できない場合は，当該技術提案等の履行に係る部分の確認は，工事完成後においても引き続き存続するものとする。

（６）【簡易型（施工計画）の場合】

受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は，再度の施工を行うこと。また，再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は，工事成績評点を減ずる措置を行う。

工事成績評定の減点は，考査項目「法令遵守等」の文書注意相当として，最大８点減点する。

【標準型（定量評価する技術提案）の場合】

受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は，再度の施工を行うこと。また，再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は，契約金額の減額，工事成績評点を減ずる措置を行う。

① 契約金額の減額

技術提案の達成度合いに応じた評価点の再計算を行い，提案項目の不履行として落札時の評価値との差に応じた金額の減額を行う。

$(100+\alpha) / C = (100+\beta) / C'$

$C' = (100+\beta) / (100+\alpha) \times C$

C　：　当初の契約金額（円）

C’：　達成度合いに応じた契約金額（円）

α：　当初の評価点（点）

β：　達成度合いに応じて再計算した評価点（点）

② 工事成績評定の減点（考査項目「法令遵守等」の文書注意相当として，最大８点減点する。）

技術提案の達成度合いに応じた評価点の再計算を行い，提案項目の不履行として，落札時の評価点との差に応じた工事成績評点の減点を行う。

減点値= $8\times(\alpha-\beta)/\gamma$

α ： 当初の評定点（点）

β ： 達成度合いに応じて再計算した評価点（点）

γ ： 技術提案に関する部分のみの当初の評価点（点）

【標準型（定性評価する技術提案）の場合】

受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は，再度の施工を行うこと。また，再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は，契約金額の減額，工事成績評点を減ずる措置を行う。

工事成績評定の減点は，考査項目「法令遵守等」の文書注意相当として，最大８点減点する。

（７）技術提案等に対する履行状況が，特に悪質と認められる場合等は，指名停止措置や損害賠償の請求を行うことがある。

１５　総合評価方式について（雇用対策型の場合）

（１）本工事は，総合評価方式（雇用対策型）の対象工事とする。

（２）本工事に関する企業の新規雇用計画（以下，「雇用計画」という。）が適正と認められ評価された場合，請負者は雇用計画に基づいて離職者等を雇用しなければならない。

（３）雇用計画に基づく雇用を行った場合，請負者は速やかに書面により監督員に報告し，確認を求めるものとする。また，工事完成日までに新規雇用実績報告書（様式第１４－２号）に証明書類を添付のうえ監督員に提出しなければならない。

（４）発注者は，工事の監督，検査にあたって，請負者の雇用計画に基づく新規雇用者の従事状況を確認するものとし，請負者は必要な資料を作成し，発注者に提出しなければならない。また，発注者から雇用者の従事状況の立会を求められた場合には，請負者はこれに応じなければならない。

（５）受注者の責により雇用計画どおりの履行が為されなかった場合は，工事成績評点を減ずる措置を行う。工事成績評定の減点は，考査項目「法令遵守等」の文書注意相当として，最大８点減点する。

（６）雇用計画に対する履行状況が，特に悪質と認められる場合等は，指名停止措置や損害賠償の請求を行うことがある。

１６　現場代理人の兼務について

（１）本工事の請負者は，本工事の現場代理人が他の一つの工事の現場代理人を兼務するときは，あらかじめ書面（様式１）により契約検査課に届け出なければならない。この場合において，請負者は，連絡員を指名のうえ届け出るものとする。

（２）兼務に当たっては，現場代理人は，一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理しなければならない。

（３）作業期間中に現場代理人が他の工事の兼務のため不在となるときは，連絡員が当該現場に常駐しなければならない。

（４）兼務に係る工事について，安全管理の不徹底に起因する事故の発生，その他現場体制の不備が生じた場合は，現場代理人の兼務の承認を取消し，工事成績への反映及び指名停止等必要な措置を講ずる場合がある。

（５）現場代理人の兼務については，建設工事においては請負額と予定価格の合計額が 500 万円未満，除草等の業務委託については金額を問わない。ただし，兼務できる件数は２件までとする。

機械設備図示記号一覧（1）

図示記号	名称	備考
給水管		
VLP	水道用硬質塩化ビニルライニング管	一般配管
VLPD	水道用硬質塩化ビニルライニング管	土中埋設
VW	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	一般配管
HI	耐衝撃性塩化ビニル管	土中埋設
給湯管		
| HTLP	耐熱性塩化ビニルライニング管	一般配管
|| HTLP	耐熱性塩化ビニルライニング管	一般配管
| SUS	ステンレス管	一般配管
|| SUS	ステンレス管	一般配管
消火管		
X	配管用炭素鋼鋼管	一般配管
X VS(PS)	硬質塩化ビニル(ポリエチレン)外面被覆鋼管 （白管に被覆）	土中埋設
通気管		
- - - - - - - -	配管用炭素鋼鋼管	
- - - - VP - - - -	硬質ポリ塩化ビニル管	
冷却水管		
CD	水道用塩化ビニルライニング鋼管	
CDR	水道用塩化ビニルライニング鋼管	

図示記号	名称	備考
排水管		
――――	配管用炭素鋼鋼管	一般配管
VLF	塩化ビニルコーティング鋼管	一般配管
VP	硬質ポリ塩化ビニル管	土中埋設
LP	排水用鉛管	一般配管
D−VA	排水用塩ビライニング鋼管（内面）	一般配管
――)――	排水用鋳鉄管	一般配管
―― = ――	遠心力鉄筋コンクリート管	一般配管
TMP	繊維モルタル被覆ビニル管	一般配管
REP−VU	再生硬質塩化ビニル管 （排水用リサイクル硬質塩化ビニル管）	土中埋設
RF−VP	再生硬質塩化ビニル管 （建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管）	土中埋設
冷水管		
C	配管用炭素鋼鋼管	
CR	配管用炭素鋼鋼管	
温水管		
H	配管用炭素鋼鋼管	
HR	配管用炭素鋼鋼管	
冷温水管		
CH	配管用炭素鋼鋼管	
CHR	配管用炭素鋼鋼管	

機械設備図示記号一覧(2)

図示記号	名称	備考	図示記号	名称	備考
膨張管 ——— E ———	配管用炭素鋼鋼管				
冷媒管 ——— R ——— ——— RR ——— ——— R ——— ——— RR ———	銅管 銅管 銅管(被覆) 銅管(被覆)				
油管 ——— O ——— ——— OR ———	配管用炭素鋼鋼管(黒管) 配管用炭素鋼鋼管(黒管)				
油用通気管 ——— OV ———	配管用炭素鋼鋼管				
低圧蒸気管 ————/———— - - - - - -/- - - - - -	配管用炭素鋼鋼管(黒管) 配管用炭素鋼鋼管(黒管)				
ガス管 ——— G PLP ———	ポリエチレン被覆鋼管又は 塩化ビニル被覆鋼管				

機械設備図示記号一覧（1）

図示記号	名称	備考
給水管		
VLP	水道用硬質塩化ビニルライニング管	一般配管
VLPD	水道用硬質塩化ビニルライニング管	土中埋設
VW	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	一般配管
HI	耐衝撃性塩化ビニル管	土中埋設
給湯管		
| HTLP	耐熱性塩化ビニルライニング管	一般配管
|| HTLP	耐熱性塩化ビニルライニング管	一般配管
| SUS	ステンレス管	一般配管
|| SUS	ステンレス管	一般配管
消火管		
X	配管用炭素鋼鋼管	一般配管
X VS(PS)	硬質塩化ビニル(ポリエチレン)外面被覆鋼管 （白管に被覆）	土中埋設
通気管		
- - - - - - - -	配管用炭素鋼鋼管	
- - - - VP - - - -	硬質ポリ塩化ビニル管	
冷却水管		
CD	水道用塩化ビニルライニング鋼管	
CDR	水道用塩化ビニルライニング鋼管	

図示記号	名称	備考
排水管		
――――	配管用炭素鋼鋼管	一般配管
VLF	塩化ビニルコーティング鋼管	一般配管
VP	硬質ポリ塩化ビニル管	土中埋設
LP	排水用鉛管	一般配管
D－VA	排水用塩ビライニング鋼管（内面）	一般配管
――）――	排水用鋳鉄管	一般配管
―― ＝ ――	遠心力鉄筋コンクリート管	一般配管
TMP	繊維モルタル被覆ビニル管	一般配管
REP－VU	再生硬質塩化ビニル管 （排水用リサイクル硬質塩化ビニル管）	土中埋設
RF－VP	再生硬質塩化ビニル管 （建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管）	土中埋設
冷水管		
C	配管用炭素鋼鋼管	
CR	配管用炭素鋼鋼管	
温水管		
H	配管用炭素鋼鋼管	
HR	配管用炭素鋼鋼管	
冷温水管		
CH	配管用炭素鋼鋼管	
CHR	配管用炭素鋼鋼管	

機械設備図示記号一覧(2)

図示記号	名称	備考
膨張管 ——— E ———	配管用炭素鋼鋼管	
冷媒管 ——— R ——— ——— RR ——— ——— R ——— ——— RR ———	銅管 銅管 銅管(被覆) 銅管(被覆)	
油管 ——— O ——— ——— OR ———	配管用炭素鋼鋼管(黒管) 配管用炭素鋼鋼管(黒管)	
油用通気管 ——— OV ———	配管用炭素鋼鋼管	
低圧蒸気管 ———/——— - - - -/- - - -	配管用炭素鋼鋼管(黒管) 配管用炭素鋼鋼管(黒管)	
ガス管 ——— G PLP ———	ポリエチレン被覆鋼管又は 塩化ビニル被覆鋼管	

図示記号	名称	備考

（H23.6.1 改訂）

機械設備機材等一覧表

龍ケ崎市

品目	機材名	仕様・種類等	適用範囲等
管	鋼管	配管用炭素鋼鋼管	JISマーク表示品 又は 水道法基準適合マーク表示品
		圧力配管用炭素鋼鋼管	
	塩ビライニング鋼管	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 SGP－VA（一般用配管） SGP－VB（一般用配管） SGP－VD（地中配管用）	
	銅管	銅及び銅合金の継目無管	
	ステンレス鋼管	一般配管用ステンレス鋼管	
	ビニル管	硬質ポリ塩化ビニル管 水道用硬質ポリ塩化ビニル管	
	ポリエチレン管	水道用ポリエチレン二層管	
	コンクリート管	プレキャスト鉄筋コンクリート製品 （1類水路用遠心力鉄筋コンクリート管）	
	鋳鉄管	排水用鋳鉄管	
継手	鋼管及び外面被覆鋼管継手	ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手	JISマーク表示品 又は 水道法基準適合マーク表示品
		ねじ込み式鋼管製管継手	
	鋼管継手	ねじ込み式排水管継手	
	ビニル管継手	水道用硬質塩化ビニル管継手 排水用硬質塩化ビニル管継手	
	ポリエチレン管継手	水道用ポリエチレン管金属継手	
弁	青銅弁		JISマーク表示品
	鋳鉄弁	ねずみ鋳鉄弁 可鍛鋳鉄10Kねじ込み形弁 制水弁（水道用仕切弁）	
	鋳鋼弁	鋳鋼フランジ形弁	
	一般配管用ステンレス鋼弁	仕切弁 逆止弁 玉形弁 ボール弁 バタフライ弁	（社）日本バルブ工業会規格品

(H23.6.1 改訂)

機械設備機材等一覧表

龍ケ崎市

品目	機材名	仕様・種類等	適用範囲等
外装材	ステンレス鋼板	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	JIS規格品
保温材	ロックウール保温材		JIS規格品
	グラスウール保温材		
	ポリスチレンフォーム保温材		
衛生機器及び付属品	衛生陶器		JISマーク表示品
	水栓	給水栓	
衛生器具ユニット	衛生器具ユニット	大便器ユニット 小便器ユニット 洗面器ユニット その他ユニット	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
放熱器付属品	放熱器トラップ	暖房用放熱器トラップ	JISマーク表示品
接合材	溶接材料	軟鋼用被覆アーク溶接棒 溶接用ステンレス鋼溶加棒及びソリッドワイヤ	JISマーク表示品
ガス湯沸器	貯湯湯沸器 瞬間湯沸器		JISマーク表示品
排煙機			建築基準法適合品
ガス漏れ警報装置類	ガス漏れ警報遮断装置		(財)日本エルピーガス機器検査協会の検査合格証票が貼付されたもの。
	ガス漏れ警報器		高圧ガス保安協会の検定合格証が貼付されたもの。
	漏洩検知装置		(財)日本エルピーガス機器検査協会の検査合格証票が貼付されたもの。
グリスフィルター			(財)日本厨房工業会の認定証票が貼付されたもの。
阻集器	グリース阻集器	工場製作品(1,000リットル以下)	日本阻集器工業会グリース阻集器認定委員会の認定証票が貼付されたもの。
ポンプ類	横形遠心ポンプ	小形うず巻ポンプ 小形多段遠心ポンプ 両吸込うず巻ポンプ	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
	立形遠心ポンプ	多段ポンプ	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
	水中モーターポンプ	汚水用 雑排水用 汚物用	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
	消火ポンプユニット		「加圧送水装置の基準」(平成9年消防庁告示8号)に適合するものとし、指定認定機関の認定証票が貼付されたもの。

（H23.6.1 改訂）

機械設備機材等一覧表

龍ケ崎市

品目	機材名	仕様・種類等	適用範囲等
浄化槽	ユニット型浄化槽	小規模合併処理，合併処理	浄化槽法に基づく型式認定品とする。
消火装置	簡易自動消火装置	フード用，ダクト用，レンジ用又はフライヤー用	(財)日本消防設備安全センターの認定証票が貼付されたもの。
	不活性ガス消火システム	窒素消火設備，IG／55消火設備，IG／541消火設備	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
	泡消火システム		(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
	スプリンクラー消火システム		(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
鋳鉄製ふた	マンホールふた 弁桝ふた	簡易密閉形（パッキン式） 弁桝ふた 水封形 密閉形（テーパー・パッキン式） 床化粧簡易密閉形（パッキン式） 床化粧密閉形（ボルト・パッキン式） インターロッキングブロック簡易密閉形 中蓋付密閉形（テーパー・パッキン式）	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
ボイラー	鋼製簡易ボイラー，鋳鉄製ボイラー 鋼製小型ボイラー，鋼製ボイラー	温水，蒸気	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
	潜熱回収型給湯器		JISに適合するほか，給湯の熱効率90%以上（基準総発熱量）を満たすもの。
温水発生機	真空式温水発生機	鋼製 鋳鉄製	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
	無圧式温水発生機	鋼製 鋳鉄製	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
冷凍機	チリングユニット	水冷式 空冷式 空気熱源ヒートポンプ	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
	直だき吸収冷温水機	煙管式 液管式	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
	小型吸収冷温水機ユニット	煙管式 液管式	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
	遠心冷凍機	遠心式	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」の平成22年版による。

（H23.6.1 改訂）

機械設備機材等一覧表

龍ケ崎市

品目	機材名	仕様・種類等	適用範囲等
冷却塔		一般空調用 二重効用吸収式用	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
空気調和機	ユニット形空気調和機	立形 水平形	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
	ファンコイルユニット カセット形ファンコイルユニット		(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
	パッケージ形空気調和機	水冷式 空冷式 空冷式ヒートポンプ	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
	コンパクト形空気調和機	給気用 給気，還気用	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機		(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
全熱交換器	全熱交換器	回転形 静止形	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
	全熱交換ユニット	静止形 回転形 天井隠ぺい形 床置形	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
送風機類	遠心送風機 （多翼形送風機）	片吸込形	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
	斜流送風機	電動機直動形 ベルト駆動形	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
	軸流送風機	電動機直動形 ベルト駆動形	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
	消音ボックス付送風機	多翼形 斜流形	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿」の平成22年版による。

機械設備機材等一覧表

龍ケ崎市

品目	機材名	仕様・種類等	適用範囲等
空気清浄装置	自動巻取形エアフィルター	縦形 水平形	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
	電気集じん器	縦形 水平形	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
	エアフィルター	パネル形 折込形中性能(標準形，薄形) 折込形高性能(標準形，薄形) 折込形HEPA(標準形，薄形) 袋形	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
ダクト付属品	吹出口 吸込口	シーリングディフューザー スリット形吸込口，吹出口 ノズル形吹込口，吹出口 ユニバーサル形吹出口 線状吹出口	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
	防火ダンパー 防火防煙ダンパー		日本防排煙工業会の自主適合マークが貼付されたもの。
	風量ユニット	定風量ユニット 変風量ユニット	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
自動制御	自動制御システム		(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
タンク	FRP製パネルタンク		(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
	密閉形隔膜式膨張タンク	空調用 給湯用	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
	ステンレス鋼板製パネルタンク	溶接組立形 ボルト組立形	(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」の平成22年版による。
厨房機器	厨房システム		(社)公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」の平成22年版による。

(H23.6.1 改訂)

特　記　仕　様　書　（改修工事）

Ⅰ　工　事　概　要

１．工事名　　平成25年度龍ケ崎市本庁舎消防設備等改修工事

２．工事場所　　龍ケ崎市3710番地

３．敷地面積　　26135.93 ㎡

４．建設工事その他概要（建物名称、構造、階数、建築面積、延べ面積、等）

(1)　工事範囲　　※図示

(2)　建物概要

（全体）

建物名称	本庁舎(電算棟を含む)	別棟	
構　　造	SRC造　一部　S造	S造　一部　　造	造　一部　　造
階　　数	地上6階　　地下1階	地上2階　　地下　階	地上　階　　地下　階
建築面積	2595.24 ㎡	428.20 ㎡	㎡
延べ面積	7798.01 ㎡	684.70 ㎡	㎡

５．別途工事

・

・

(H12.04.01 作成)　　(H17.05.15 改訂)
(H13.10.01 改訂)　　(H17.10.01 改訂)
(H14.05.30 改訂)　　(H18.05.15 改訂)
(H15.06.01 改訂)　　(H19.07.01 改訂)
(H15.09.01 改訂)　　(H23.06.01 改訂)
(H16.05.15 改訂)　　(H24.05.09 改訂)

第3章 防水改修工事は本工事において削除とする

第4章 外壁改修工事は本工事において削除とする

第8章 耐震改修工事は本工事において削除とする

第9章 環境配慮改修工事は本工事において削除とする

Ⅱ　建　築　改　修　工　事　仕　様

１．共　通　事　項

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は，全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成２２年版）」（以下，「改修標準仕様書」という。）により，改修標準仕様書に記載されていない事項は，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成２２年版）」（以下，「標準仕様書」という。）による。

２．特　記　事　項

⑴ 項目は，番号に□のついたものを適用する。

⑵ 特記事項で※印，◎印，・印のある場合の適用は，下記による。

◎印の付いたものを適用する。

◎印の付かない場合は，※印の付いたものを適用する。

◎印と※印の付いた場合は，共に適用する。

・印のついたものは適用しない。

⑶ 特記事項に記載の［　　　］内表示番号は，改修標準仕様書の当該項目，当該表又は当該図を示す。

⑷ 特記事項に記載の（　　　）内表示番号は，標準仕様書の当該項目，当該表又は当該図を示す。

⑸ 製造所は，五十音順とし，「株式会社」等の記載は省略する。

⑹ 改修電気設備工事，改修機械設備工事は，別記各工事の標準仕様書による。

章	項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	1　適用基準等	建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　平成２２年版） 工事写真の撮り方（改訂第２版）建築編（建設大臣官房官庁営繕部監修）
	2　工事実績情報の登録	適用する（付記事項の２を参照）　(1.1.4)
	3　品質計画	建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。　(1.2.2) 風速（V0）　・３０　・３２　・３４　・３６ 地表面　度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・
	4　電気保安技術者	適用する　(1.3.3)
	5　材料の品質等	建築材料等　(1.4.2) 本工事に使用する材料等は，設計図書に規定する所要の品質および性能と同等以上のものを使用する。ただし，製造業者等が記載されている場合に同等以上のものとする場合はあらかじめ監督職員の承諾を受ける。 材料・機材等の製造業者は次の⑴から⑹すべての事項を満たすものとし，この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。 ⑴　品質及び性能に関する試験データが整備されていること ⑵　生産施設及び品質の管理が適切に行われていること ⑶　安定的な　給が可能であること ⑷　法令等で定める許可，認可，認定又は免許等を取得していること ⑸　製造又は施工の実績があり，その信　性があること ⑹　販売，保守等の営業体制が整えられていること 「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」で認定されたリサイクル建設資材については，茨城県リサイクル建設資材率先利用指針により率先利用に努めるものとする。 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）により，県が定める「特定調達品目」について環境負荷を低減できる材料を選定するよう努めるものとする。 上記の条件を満たすものが県産材で確保できる場合には，その優先使用に努めるものとする。なお，県産材とは，「茨城県内で生産されたもの，又は加工し製品化されたもの」とする。
	6　ﾘｻｲｸﾙの優先順位	⑴発生抑制の徹底 ⑵再使用の徹底 ⑶再資源化の徹底 ⑷適正処分の徹底 （再資源化に係る作成書類は，付記事項の５を参照）
	7　発生材の処理等	・発注者に引渡しを要するもの　※なし　・あり　処理方法（　　　） ・特別管理産業廃棄物　※なし　・あり　処理方法（　　　） ・現場での再利用を図るもの　※なし　・あり　品　目（　　　）
	8　下請人通知	建設工事請負契約書及び茨城県建設工事適正化指針に基づく下請人通知書を，県と請負契約を締結した日から原則として３０日以内，その後の下請け契約に係るものは，契約締結の日から１０日以内に提出するものとする。
	9　特別な材料の工法	標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については，材料製造所の指定する工法とする。

章	項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	10 環境への配慮	化学物質を拡散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は，設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の１）から５）を満たすものとする。 １）合板，木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて　ないものとする。 ２）保温材、　衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて　ないものとする。 ３）接着　はフタル酸ジー　　プチル及びフタル酸ジ―2　エチル　キシルを含有しない難揮発性の可　　を使用し，ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて　ないものとする。 ４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、ホウ酸が極めて　ないものとする。 ５）１）、３）及び４）の建築材料等を使用して作られた　具、書架、実験台、その他の　器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、極めて　ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 ① JIS及びJASのF☆☆☆☆品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS適合品 a.非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着　及びﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させない材料使用 b.接着　不使用 c.ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させない塗料等使用 d.非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着　及びﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させない塗料使用 .非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着　及びﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させない塗料等使用 第3種 ① JIS及びJASのF☆☆☆☆品 ② 建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③ JISのE　品 ④ JASのFc　品
	11 化学物質の濃度測定	室内空気中のホルムアルデヒド，トルエン，キシレン，エチルベンゼン，スチレン（学　施設については，パラジクロロベンゼンについても対象とする。）の濃度を測定し，報告すること。 測定は，厚生労働省が室内空気中化学物質の濃度を測定するための標準的方法として示した，ホルムアルデヒドについては，ジニトロフェニルヒドラジン（DNPH）誘導体化固相吸着／溶媒　出ー高速　体クロマトグラフ法により，その他については，固相吸着／溶媒　出ーガスクロマトグラフ／質量分　法により行い，パッシブサンプラー型採取方法にて採取すること。 測定対象箇所は、平成15年4月1日通知「官庁営繕部における平成15年度からのホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の　制に関する措置について」に準じ、下表の数を標準とする。（指針値は，付記事項の６を参照）

室の床面積A(㎡)	A　50	50　A　200	200　A　500	500　A
測定箇所数	1	2	3	4

室内空気中の化学物質の濃度測定室箇所表

室名（測定対象室）	床積	測定箇所数

章	項　目	特　記　事　項
	12 施工数量調査	調査範囲及び調査方法　※ 図示　・（4）1項による　[1.5.2] 　存部分の　を行った場合の補修方法　※ 図示　[1.5.3] 報告書　・2部　（　※報告書　・CADデータ）

章	項　　目	特　記　事　項
1 一般共通事項		

13 技能士

(1.5.2)

適用工事種別	技能検定作業
防水改修工事	・ｱｽﾌ ﾙﾄ防水工事作業　・ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業　・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業　・ｾ ﾝﾄ系防水工事作業 ・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業　・改質ｱｽﾌ ﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業 ・FRP 防水工事作業　・　官作業　・内外装板金作業
外壁改修工事	・　官作業　・タイル　り作業　・建築塗装作業
建具改修工事	◎ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ工事作業　・ｶﾞﾗｽ工事作業　・自動ﾄﾞｱ施工作業
内装改修工事	・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業　・ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上作業 ◎ﾎﾞｰﾄﾞ仕上げ工事作業　◎鋼製下地工事作業　◎壁装作業 ・エ工事作業　・ﾀｲﾙ　り作業
塗装改修工事	◎建築塗装業
耐震改修工事	・鉄骨組立作業　・型枠工事作業　・とび作業
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ ・ALC ﾊﾟ ﾙ工事	・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工事作業　・ｴｰｴﾙｼｰﾊﾟ ﾙ工事作業
石工事	・石　り作業
工事	・造　工事作業

14 施工図等の取扱

施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は，発注者に委譲するものとする。

15 　存部分との取合い

工事中に取合部その他本工事範囲外の部分に汚損を生じた場合は，原型に　する。

16 設備工事との取合

設備機器の位置取り合い等の検　できる施工図を提出して，監督職員の承諾を受ける。

17 完成図等

(1.7.1～3)（表 1.7.1）

※　完成図　　※　作成する　・　作成しない

提出するもの　◎　原図（白焼）　・　青焼製本　　部　　◎　CAD データ

サイズ　　・　Ａ１　・　Ａ２　◎　Ａ３

※　ＣＤ－Ｒ　　完成図，金抜内訳書，完成写真，申請書類，保証書を収録したもの

（詳細は営繕課完成図書 CD 化仕様書による）

・　維持保全に関する資料（　部数　※１部　）

18 設計Ｇ

・　図示による　　◎　設計Ｇ　は現状Ｇ　とする

19 引渡物

・鍵は1カ所につき，3個を1組とし，プラスティック札に室名を記入して提出する。

・マスター　は，１組３　とし，木製及び金属製建具共通とする。

・スチール製キーボックス

章	項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	20 提出書類	※ 写 真

適用	内　容	数	部数	備考
※	工事写真	適宜	1	電子納品
※	完成写真（支　用：内外　，施工前後）	各２　以上	1	Ａ４台紙(ｻｰﾋﾞｽ)
・	完成写真（　・　データ共　）	適宜	2	ｱﾙﾊﾞﾑ(ｬﾋﾞ)

工事写真の電子納品（「茨城県土木部営繕工事電子納品の取扱い」による）

完成写真（アルバム）の撮影業者

※監督職員の承諾する撮影業者（ただし、建築完成写真撮影実績のある業者とする）

◎　規格品証明書（原品証明書，同等品試験証明書，試験成績書等）

・　ガス圧接作業員技量資格証明書（写し）

・　ガス圧接試験報告書

・　コンクリート強度試験報告書

・　　結果報告書

・　溶接工技量証明書（表・裏とも写し）

・　防水保証書（９－１．２．３は１０年）

・　コンクリート配合計画書

◎　工事実績情報の登録内容確認書の写し

※　火災保険等に加入したことを証明できる書類

◎　建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書の写し

◎　施工体制台帳の写し

◎　施工体系図の写し

◎　産業廃棄物処理関係書類（産業廃棄物運搬委託契約書及び許可書の写し，産業廃棄物処理委託契約書及び許可書の写し，マニュフェストの写し等）

◎　内装材（下地を含む）にVOC材料を使用した場合は，製品安全データシート（MSDS）及びホルムアルデヒド，トルエン，キシレン，エチルベンゼン，スチレン，有機リン系の含有率のデータシート

・　室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定報告書

◎　建設副産物実態調査に関するデータ保存FD及び出力調査票

※　その他　　監督職員が必要と認め，指示した書類及び部数

21　埋蔵文化財

※　文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地内

・　掘削作業に際しては、工事立会、試掘確認調査等を要する。施工にあたっては、あらかじめ、工事日程、掘削範囲図及び掘削断面図等を作成の上、監督職員、施設管理担当、教育庁文化課担当と協議を行うこと。

・　掘削作業に際しては、　重に施工のこと。施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発　した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告すること。

章	項　目	特　記　事　項
2 仮設工事	1 足場	(2.2.4) 足場を設ける場合は,「標準仕様書」2.2.4(b)によるほか, 設置においては,「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
	2 監督職員事務所	・ 設ける (2.3.1) 規　:　　　　　㎡程度 仕上げの程度 :　　　　程度 備え付ける備品 : ・　　　・ 子　　・ ロッカー　台　・ 書　台 ・ ホワイトボード　・ 製図板　・ 時計　・ 計 ・ ム長　・ 合　・ 保護　・ 中電灯 ・ 安全帯　・ 請負人加入電話の子機　・ 冷房機 ・ 消火器　・ 器　・ 掃除具 ・ その他（　　　　　　　） ※ 設けない
	2 工事用水	構内　存の施設 ・ なし ※ あり　（ ・ 利用できる（有償）　※ 利用できない ）
	3 工事用電力	構内　存の施設 ・ なし ※ あり　（ ・ 利用できる（有償）　※ 利用できない ）
	7 　生	[表 2.3.1] 存部分の　生　※　ビニールシート+ベニヤ敷き(床部分)　・ 存　具等の　生方法　※　ビニールシート等　・ 固定　具等の　動　※　行わない　・　行う（図示） 存ブラインド、カーテン等 生方法（　　　　　　　） 保管場所（　　　　　　　）
	8 仮設間仕切り	[2.3.2] [表 2.3.1]

種別	下　地	材　質	塗　装	施工箇所
・ A種	※ 軽量鉄骨 ・ 木下地	・ 合板 (※9.0　・　)	※ 無し ・　面	
・　種		※ 石　ボード (※9.5　・　)		
※ C種	単管下地	防　シート		
仮設扉	※ 木製扉 ・ 鋼製扉	※合板　り程度　・ ※　面ﾌﾗｯｼｭ程度　・	※ 無し ・ 有り	

てん材　※グラスウール　32K(厚 : 50㎜ 以上)

3 防水改修工事

4 外壁改修工事

章	項　目	特　記　事　項
5 建具改修工事		

1 改修工法の適用

[5.1.3]

建の種類		か　せ工法	撤去工法	適用箇所
◎アルミニウム製建		・	・	※建具表による・図示
・鋼製建具	・外部	・	・	※建具表による・図示
	・内部	・	・	※建具表による・図示
・鋼製軽量建具		・	・	※建具表による・図示
・ステンレス製建具		・	・	※建具表による・図示

2　本の製作等

・ 特殊な建具の仮組（建具　号：　）[5.1.5]

3 防犯建物部品

・適用する（　）[5.1.6]

4 アルミニウム製建具

外部に面する建具　[5.2.2][表5.2.1]

種別	耐風圧性	機密性	水密性	枠　込み	施工箇所
・Ａ種	Ｓ－４	※ Ａ－３	※ Ｗ－４	※ 70	※図示
・　種	Ｓ－５	・	・	・	
・Ｃ種	Ｓ－６	Ａ－４	Ｗ－５	100	

表面処理　[5.2.4][表5.2.2]

※B-1種　・B-2種（・ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）

防音ドアセット　・防音サッシ　・適用する　防音性の等級（　）

耐震ドアセット　・適用する　面内変形追　性の等級（　）

断熱ドアセット　・断熱サッシ　・適用する　断熱性の等級（　）

屋内建具　[5.2.4][表5.2.2]

表面処理　※C-1種又はB-1種

・C-2種又はB-2種（・ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）

5 網　戸

防　網　[5.4.2]

網の種別　・ガラス　維入り合成樹脂製　※合成樹脂製　・ステンレス製（SUS316）

形　式　※外部可動式　・固定式

6 鋼製建具

簡易気密型ドアセットの適用は建具表による　[5.3.2][表5.3.1]

耐風圧性の適用は建具表による

特定防火設備の戸　・適用する　[5.3.4]

開き，　子開き及び両開き戸の１　の戸の有効開口幅が950mm又は有効高さが2,400mmを超える場合の鋼板類の厚さ　※図示

7 鋼製軽量建具

簡易気密型ドアセットの適用は建具表による　[5.4.2]

開き，　子開き及び両開き戸の１　の戸の有効開口幅が950mm又は有効高さが2,400mmを超える場合の鋼板類の厚さ　※図示

8 ステンレス建具

簡易気密型ドアセットの適用は特記による　[5.5.2]

耐風圧性の適用は建具表による

施工箇所	鋼材の種類
屋外	※SUS304又はSUS430JIL
屋内	※SUS430　・SUS304又はSUS430JIL

表面仕上げ　※Ｈ　程度　・　面仕上げ　・　[5.5.4]

げ加工　※普通　げ　・　出し　げ（補強有り）　[5.5.5]

特定防火設備の戸　・適用する　[表5.5.1]

章	項　目	特　記　事　項
5 建具改修工事		

9　自動ドア開閉機構

[5.7.2][表5.7.1]

※製造所標準製作規定　法許容差による

開閉方法	センサーの方式
※スライディングドア ・スイングドア 性能　・SSLD-1 ・SSLD-2 ・DSLD-1 ・DSLD-2 ・SWD-1 ・SWD-2	・マットスイッチ ・電子マットスイッチ ※光線スイッチ ・音波スイッチ ・熱線スイッチ ・光電スイッチ ・多機能　所スイッチ ・

・　結防止措置(適用箇所は建具表による)

10　自閉式上吊り引戸装置

品質規格　※改修標準仕様書　表5.8.1による　[5.8.3][表5.8.1]
・製造所標準仕様による

11　木製建具

かます戸の樹種　かまち（　　　　）　板（　　　　）　(16.6.2)
ふすまの上　り　※ 新　の子又はビニル紙程度(　入等の裏面は除く)　(表16.6.3)
・　の子
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着　のホルムアルデヒドの放散 (16.6.2)
※規制対象外　・第三種
縁仕上　・塗り縁　・生地縁(素地)　・生地縁(ウレタンクリヤー塗装)　(表16.6.9)

12　建具用金物

マスターキー　※製作する　・製作しない　箱　・適用する　[5.6.4]

建具用金物　[5.6.2、3][表5.6.1、2]
類はシリンダー箱　(レバーハンドル)とする
なお、　前類は建具製作所の指定するものとし、監督職員の承諾を受ける
金物
・丁番（内部建具については、　を鉄　としてもよい）
・ピポットヒンジ

13　ガラス

※建具表による　[5.12.2]

・ガラスブロック積み（※図示）
ガラスブロック　品質JIS A 5212によるもの　(5.12.5)

法(㎜)	色調	パターン	防火認定
	※クリア　・熱線反 ・　白　・カラー（　　）		※無し ・有り

14　ガラス　め材及び

ガラスの　め材　[5.12..2][表5.12.1]

建具の種類	材種
アルミニウム製	※シーリング材　・ガスケット（FIX部はシーリング）
鋼製及び鋼製軽量	※シーリング材
ステンレス製	※シーリング材

防火戸のガラス　め材は建築基準法に基づく防火性能認定品とする。

板ガラスをはめ込む　の大きさ　[5.12.3]
改修標準仕様書5.12.3以外のアルミニウム製建具及び板ガラスの場合は(社)日本建築学会　JASS 17ガラス工事「3.1納まり寸法標準」によるほか，性能値が確認できる資料を監督職員に提出する

章	項　目	特　記　事　項
5 建具改修工事		

15　ガラス用フィルム

名称	種類	り面	性能値
※ガラス　散防止フィルム	第２種	※内　り　・外　り	散防止率　Ｄ１

品質　JIS A 5759 による

16　重量シャッター

[5.9.2] [表 5.9.1]

シャッターの種類	
・一般重量シャッター	耐風圧強度（　　　　　）N/㎡
・外壁用防火シャッター	耐風圧強度（　　　　　）N/㎡
◎屋内用防火シャッター	
・屋内用防煙シャッター	

開閉機能
　※　上部電動式（手動併用）　　・　上部手動式

　険防止機構　　　　・　障害物感知装置（自動閉鎖型）　　[5.9.2]
　　　　　　　　　　※　耐火ｸﾛｽﾀｲﾌﾟの安全装置を新設

一般重量シャッターのシャッターケース　※設ける　・設けない　　[5.9.2]

17　軽量シャッター

開閉形式　　[5.10.2] [表 5.10.1]
　※手動式　　・上部電動式（手動併用）

スラット　材質　※　塗装溶　亜鉛めっき鋼板　及び鋼帯　　[5.10.3]
　　　　　　　　・　塗装溶　亜鉛　-5%　アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯
　　　　　形状　※　インターロッキング形　　・　オーバーラッピング形　[5.10.4]

ガイドレール等　　[5.10.2]
　※鋼板製　　・　ステンレス製　SUS 304（厚さ　1.5㎜）

耐風圧強度(　　　　　　)N/㎡

18　オーバー　ッドドア

[5.11.2～4] [表 5.11.1～2]

セクション材	開閉方式	収納形式	ガイドレール
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ロー　ッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	・溶　亜鉛めっき鋼板 ※ステンレス鋼板(SUS304)

耐風圧性能(　　　　)Pa

章	項　目	特　記　事　項
6 内装改修工事	1 改修範囲	存壁の撤去に　う当該壁の取合う天井，壁，床の改修範囲　[6.1.3] ※壁圧程度とし，　存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示の範囲 天井内の　存壁の撤去に　う当該壁の取合う天井の改修範囲 ※壁面より両面　600㎜　程度とし，　存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示の範囲 天井の撤去に　う取合部の壁面の改修 ・　存のまま ◎図示の範囲
	2　存床の撤去並びに下地補修	ビニル床シート等の除去　※仕上げ材のみ（接着　とも）　[6.2.2] ・下地モルタルとも（※　図示の範囲　・除去範囲の全て） 合成樹脂塗り床材の除去方法　・ 機械的除去工法　・ 目　工法 改修後の床の清掃範囲　※改修箇所の室内　・
	3　存壁の撤去並びに下地補修	間仕切壁撤去に　う他の構造体の補修　[6.3.2][4.4.9] ※　図示 ・ モルタル塗り(塗り厚 25mm を超える場合の補強 ※ 行う ・ 行わない
	4　木下地等	木材の品質　[6.5.2][表6.5.2～3] ※改修標準仕様書　6.5.2　による　・　市販品 間　材等　・使用する（使用箇所　） 現場搬入時の木材の含水率　※A 種　・B 種 樹種　※　改修標準仕様書　6.5.4 による ・　代用樹種を適用しない箇所（　） 保存処理木材を適用する箇所（　）　[6.5.2][表6.5.4] 間　材等：間　材，　地　材又は小径木であること
	5　集成材等	[6.5.2] （下表参照） ホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・第三種 間　材等：間　材，合板・製材工場から発生する　材等の　材，　地　材又は小径木の体積比　合が10%以上であること。
	6 接着	接着に含まれる可能　は，難揮発性のものとする。　[6.5.2] ※木工事に使用する接着 ユリア樹脂，メラミン樹脂，フェ　ール樹脂，レ　ルシ　ール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐　（以下、「ユリア樹脂等」という。）を用いた接着　のホルムアルデヒドの放散量 ※　規制対象外　・　第三種 ※壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木に使用する接着　[6.8.2][6.14.2] 壁紙施工用でん　系接着　、ﾕﾘｱ樹脂等を用いた接着　のホルムアルデヒドの放散量 ※　規制対象外　・　第三種

種別	施工箇所	強度等級・材面の品質 性能・使用環境・樹種名・規格等	間　材等の適用
・構造用集材		※図示	・
・構造用　板積層材		※図示	・
・造作用集積材		※図示	・
・化　ばり造作用集成材		※図示	・

章	項　目	特　記　事　項
6 内装改修工事		

7　防腐・防　処理

防腐処理　　※　行う（※　図示　　　　　・　　　　　　　）　[6.5.2]
種種類、品質（　　　　　　　　　　）
防　処理　　・　行う（※　図示　　　・　　　　　　　）
種類、品質（　　　　　）
防　処理　　・ラワン材を使用する場合は、「　　樹製材の日本　　規格」の保存処理 K1 とする

8　床板　り用合板及びその他の合板

[表 6.5.11]

種別	施工箇所	厚さ(㎜)	接着の程度	表板の樹種名・品質等級・性能等	防　処理	その他の処理	間　材等の適用
・普通合板			※１類 ・２類	※図示	・あり ・なし	難熱処理 防災処理	・
・構造用合板			・特類 ※１類	※図示	・あり ・なし	難熱処理 防災処理	・
・天然木化合板			・１類 ・２類	※図示	・あり ・なし	難熱処理 防災処理	・
・特殊加工化　合板			・１類 ・２類	※図示	・あり ・なし	難熱処理 防災処理	・

間　材等：間　材，合板・製材工場から発生する端材等の　材，　地　材又は小径木の体積比　合が 10%以上であること。

9　軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類　[6.6.2][表 6.6.1]
屋外（・19　形　※　25 形）　　屋内（※　19　・　25 形）
存の埋込インサート　　・　使用する　◎　使用しない　[6.6.3～4]
あと施工アンカー材料　　・　金属系アンカー　※　接着系アンカー　[6.6.4]
あと施工アンカーの引抜き試験　　・　行う　　◎　行わない
※天井ふところ　１．５ｍ　以上の場合は　りボルトの補強を行う
※天井ふところ　３．０ｍ　を超える場合の補強　　※　図示　　・
耐震性を考慮した補強　　※図示
屋外　天井及びピﾛﾃｨ　天井等における対風圧性を考慮した補強　　※図示

10　軽量鉄骨壁下地

スタッドの高さが　５ｍ　を超える場合　　※　図示　　・　[6.7.3][表 6.7.1]

11　床用塗料塗り

材料　ウレタン樹脂系塗料　　（※標準色　　・　　　）
仕上種別　　※平　仕上げ　　　・防　仕上げ
塗布量　プライマー塗りのうえ主剤2回塗りとし、総塗布量は 0.5kg/㎡以上とする

12　防　用塗料塗り

材料　水性アクリル系塗料　　（※標準色　　・　　　）
仕上種別　　※平　仕上げ　　　・防　仕上げ
塗布量　プライマー塗りのうえ主剤2回塗りとし、総塗布量は 0.5kg/㎡以上とする

13　ビニル床シート　り

[6.8.2]

種類	JIS の記号	色	厚さ(㎜)
※発　層のないもの	※NC ・	※　無地　　・　マーブル	※　2.5 ・
・発　層のあるもの		※　　物　　・無地	

工法　※　熱溶接工法　・　突付け(施工箇所:　　　　）　[6.8.3]

14　ビニル床タイル　り

[6.8.2]

種類	JIS の記号	厚さ(㎜)	備考
※コンポジションビニル床タイル(　硬質)	CT	※2 ・	
・コンポジションビニル床タイル（　質)	CTS	・	
・ホモジニアスビニル床タイル	HT	・	

章	項　目	特　記　事　項
6 内装改修工事	15 帯電防止床タイル　り	[6.8.2]

種類	厚さ(㎜)	性能
・コンポジションビニル床タイル	※2 ・	体積抵抗値 (JIS K 6911 による) 1.0X10^{9} Ω以下、または、 漏えい抵抗値 (JIS　A　1454 による) 1.0X10^{10} Ω未満
・ホモジニアスビニル床タイル	※4.0 又は 4.5	
・	・	
・	・	

16 視　障害者用床タイル (誘導用及び注意　起用床材)　[6.8.2]

ブロックパターンは　JIS T 9251 による

色　は黄色を原則とする

屋　内　※　塩化ビニル製　　・　磁気又はせっ器質タイル(※　300　・　　　　)

　　　　・　レジンコンクリート製

屋　外　※　レジンコンクリート製　・　磁器又はせっ器質タイル(※300　・　)

17　ビニル幅木　高さ(mm)　※60　・75　・100　厚さ(mm)　※1.5 以上　[6.8.2]

18　合成樹脂塗床　[6.10.3][表 6.10.3〜7]

種別	仕上げの種類
・　性ウレタン樹脂系塗床材	※　平　仕上げ　・防　仕上げ　・つや消し仕上げ
・エポキシン樹脂系塗床材	※　薄膜流し　べ仕上げ ・　厚膜流し　べ仕上げ (※ 平　・防　) ・　樹脂モルタル仕上げ (※ 平　・防　) ・　防　仕上げ

ユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒトの放散量

※ 規制対象外　　・第三種

19　フローリング　り　[6.11.2〜7][表 6.11.1〜4]

種別	材種	工法	仕上げ塗装等	間　材等の用
※天然木化　複合フローリング	※なら ・ひのき	※　止め工法 (C種) ・	※塗装品 ・無塗装品	・
・単層フローリング				・
	・	・	・	・
	・	・	・	・

ホルムアルデヒドの放散量

※ 規制対象外　　・ 第三種

間　材等 : 間　材、合板・製材工場から発生する端材等の　材、　地　材又は小径木の体積比割合が 10%以上であること。

20　　敷き　[6.12.2、3][表 6.12.1]

下地の種類	の種別
改修標準仕様書　表 6.5.9 によ床組	・　種　・
ポリスチレンフ　ーム床下地(　ンフロン)	※ C種　・

畳表及びた畳床は VOC 含有量が少ないものとする

21 ポリスチレンフ　ーム床下地材

ンフロンのもの

下地　　厚さ(㎜)　※ 40　・ 65　・ 80　　(不燃)

フローリング類　厚さ(mm)　※ 80　・ 95　　(不燃)

22　カーペット敷き

・織じ　うたん　[6.9.2〜3][表 6.9.1〜2]

種別	パイル形状	色　等	備考
・A種 ・　種 ・C種	・カットパイル ・ループパイル ・カット、ループパイル併用	※　無地 ・　物(標準品) ・	

帯電性　※人体耐電圧　3kV 以下

・タフテッドカーペット　[6.9.2〜3][表 6.9.2]

パイル形状	パイル長(㎜)	工法	備考
・カットパイル	※ 5〜7　・	※ 全面接着工法 ・グリッパー工法	
・ループパイル	※ 4〜6　・		
・カット, ループ併用	・		

帯電性 ※人体帯電圧 3kV 以下

章	項　目	特　記　事　項
6 内装改修工事		・タイルカーペット [6.9.2～3][表 6.9.2]

パイル形状	種類	種類	総厚さ(mm)	備考
※ ループパイル	※ 第一種 ・ 第二種	※　500×500 ・	※ 6.5 ・	
・ カットパイプ				
・ カット、ループ併用				

帯電性　※人体帯電圧 3kV 以下（フリーアクセスフロア敷設範囲）

23 せっこうボードその他のボード　り

[6.13.2][表 6.13.1]

種類	厚さ (mm)、規格等
・硬質木　セメント板	・ 15　・ 20　・25　・
・普通木　セメント板	・ 15　・ 20　・25　・
・硬質木　セメント板	・ 15　・ 20　・25　・
・普通木　セメント板	・ 30　・
◎けい酸カルシウム板（　天）	※ 0.8FK タイプ２(無石　)　(・6・8・　)
	・ 化　ボード(・　・　・　)
・フレキシブル板	・ 4　・ 5　・ 6　・ 8
・ロックウール化　吸音板	※　フラットタイプ　(※ 9(不燃)　・12　・　) ・　タイプ (※ 12 (不燃)　・ 15　・ 19　・)
◎せっこうボード	・ 12.5(不燃)　※9.5(準不燃)
・不燃積層せっこうボード	9.5(不燃)　・化　無（下地　り用） ・化　有（トラバーチン　様）
・シージングせっこうボード	・12.5（不燃）　・9.5（準不燃）
・強化せっこうボード	・12.5（不燃）　・15.0（不燃）
・せっこうラスボード	9.5
・化　石こうﾎﾞｰﾄﾞ	・12.5（不燃）　・9.5（準不燃）
・化　っこうボード(木目)	12.5（不燃）　幅　440mm　程度 様（※　目　・板目）　専用下地材付き
・化　せっこう吸音ﾎﾞｰﾄﾞ	・9.5
・普通合板（難熱処理）	・ 生地、　明塗料塗り（ラワン合板程度） ・ 不　明塗料塗り（しな合板程度）
・天然木化　合板	※4.2　・ （　・チーク　・タモ　・　）
・特殊加工化　合板	※4.0　・ （　・　）
・メラミン樹脂化　板	JIS K 6903　による　厚さ　1.2
・ミディアムデンシティファイバーボード	・ 3　・7　・9　・12　・
・単板　りパーティクルボード	・ 無研　板 VN　・ 研　板 VS ・ 10　・12　・15　・18
・ハードボード（素地）	・ 素地　・ RN-H　・ RS-H ・ 2.5　・ 3.5　・ 5　・ 7
・インシュレーションボード	・T-I　・A-I　・S-I ・9　・12　・15　・18　・
・ロックウール吸音ボード　1号	※ 25　・
・グラスウール吸音ボード　32K	※ 25　・

合板類、　維板、及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量

※　規制対象外　・　第三種

軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材

・　適用する(・シーリング材　・ ジョイントコンパウンド)

章	項　　目	特　記　事　項

6 内装改修工事

24 壁紙 り

[6.14.2]

施工箇所	壁紙の種類					防火性能	備考
	紙	維(織物)	プラ(ビニル)	その他(化学 維)	無機質		
受付・市 ホール天井	・	・	◎	・	・	・不燃 ・準不燃 ※難燃	存クロスに合わせる
	・	・	・	・	・	※不燃 ・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	※不燃 ・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	※不燃 ・準不燃・難燃	

素地ごしらえ　[6.14.3][表7.2.4][表7.2.7]

モルタル、プラスター面　※ Ｒ 種　・ＲＡ種(施工箇所：　)

せっこうボード面　※ Ｒ 種　・ＲＡ種(施工箇所：　)

壁紙のホルムアルデヒドの放散量　※ 規制対象外　・ 第三種

25 モルタル塗り材料

吸水調整材　[6.15.3]

全固形分 (%)	吸水性 ( )	接着強度 (N/mm²)	界面 断率 (%)
表示値±１．０以内	３０分間で１ 以下	１． ０以上	５０以下

均質で有害と認められる異物の混入がないこと。

防水 (防水モルタル塗りの混入)

防水 の種類　建築用のモルタルに用いるセメント防水 (JIS A 1404による試験)

混合 合	結時間	げ及び圧縮強度比	吸水比	水比
セメント重量の5%以下	JIS R 5201 の試験8において 始発 1時間以上 結10時間以上	70%以上	95%以上	80%以下 294.0 KPa/h

性のひび れおよびそりがないこと。JIS R 5201 の試験

9 製目地材　※ 適用しない　・ 適用する

26 磁器質タイル り

タイルの種類　[6.16.3]

主な用途による区分 施工箇所	形状・ 法 (mm)	吸水率による区分			うわ		物		色		再生材の適用	耐 害性		備考
		Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施	無	有	無	標準	特注		有	無	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

物：標準的な がりの 物は一体形成とする

タイルの 本焼き　※ 行わない　・行う

内装タイル　※壁タイル接着剤張り　・積上げ張り

27 断熱材

(19.9.2～3)

種類		施工箇所	厚さ(mm)	品質等
・ 出法 ポリスチレン フ ーム 保温材	※ ２種ｂ	※ 一般部 ・	※ 25 ・	ンフロンのもの
	※ ３種ｂ (スキン層付)	・ 接地部分 ・	※ 25 ・	ンフロンのもの
・フェ ールフ ーム保温材	※ A種		・	ンフロンのもの
・現場発 断熱材	※ A種1	※断熱材補修部分		ンフロンのもの
		・一般部 ・	※ 25 ・	※ 難熱材

ﾛｯｸｳｰﾙ, ｸﾞﾗｽｳｰﾙ, ﾕﾘｱ樹脂又は ﾗﾐﾝ樹脂を使用した断熱材のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量

※規制対象外　・第三種

章	項　目	特　記　事　項
6 内装改修工事	28　室天井材	市販品

材質	表面仕上げ	性能	幅（mm）	備考
※アルミニウム製	※焼付け塗装品	準不燃品	※　200	回り縁は　付きとして、製造所の標準品とする。
	・アルマイト処理品		・　100	

29 フリーアクセスフロア　(20.2.2)

施工箇所	構法	仕上高(mm)	適用地震時水平力	耐荷重性能	表面仕上げ材	備考
	・パネル構法 ・　構法		・1.0G ・0.6G	・3,000N ・5,000N	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット	
	・パネル構法 ・　構法		・1.0G ・0.6G	・3,000N ・5,000N	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット	
	・パネル構法 ・　構法		・1.0G ・0.6G	・3,000N ・5,000N	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット	

耐震性能 5000N、高さ 300 以上については、平成元年建設省告示第 1322 号「耐震型フリーアクセスフロアの開発」の建設技術評価において評価を取得したもの又は同等品とする。

表面仕上げ材の品質・規格等は、各内装工事による

スロープ及ボーダー　　　※製造所の標準仕様　　　・　図示

コンセント等の取付け対応　　※製造所の標準仕様（コンセント本体は別途設備工事）
　コンセントの箇所数は図示

配線用取り出しパネル　　配線取り出し開口：パネル１　につき　40mm×80mm
程度の開口１ヶ箇所以上
フリーアクセスフロア全体面積に対する設置　合
※ 20～30 パーセント　　・

空調用　き出しパネル　　※ 無し
・ 有り(※ 固定式 ・可変式　:施工箇所は図示)

30　可動間仕切　(20.2.3)

構造形式	パネル部の総厚さ(mm)	表面材種 厚さ (mm)	表面仕上げ	遮音性能	防火性能
・スタット式 ・スタットパネル式 ・パネル式	・	※鋼板 (※ 0.6　・0.8) ・	※メラミン樹脂又はアクリル樹脂焼付け ・	・あり (　　) ・なし	・ あり (　　) ・なし

31　　動間仕切　(20.2.4)

遮音性能	厚さ(mm)	表面材	表面仕上げ	操作方法
・一級タイプ		※鋼板	・焼付け塗装 ・壁紙　り	・手動式　・　電動式 ・部分電動式
・遮音タイプ (36db 以上)		※鋼板	・焼付け塗装 ・壁紙　り	・手動式　・　電動式 ・部分電動式

表面仕上げの壁紙　りの品質は 24 壁紙　りによる

遮音性能は JIS A 6512 の遮音試験に準拠する

32　トイレブース　(20.2.5)

表面仕上げ材　　・　メラミン樹脂系化　板（標準色　アルミ製コーナーエッジ付き）
・　ポリエステル樹脂系化　板

足形状　　　・ 幅木型　・ 足金物型

33　階段　り止め　(20.2.5)

材　種　　ステンレス　SUS 304

形　状　　ビニルタイヤ入り
両端フラットエンド　※有り（・ステンレス製　※　ビニル製）　・無し

幅(mm)　　約 35

取付け工法　※接着工法　・埋込み工法

章	項　目	特　記　事　項

6 内装改修工事

34 階段手すり

種別	施工箇所
※ 集成材クリアラッカー仕上げ （市販品　径　約 45㎜）	
・ ビニル製ハンドレール（幅　約 50㎜）	

35 黒板及び ホワイトボード

(20.2.8)

種類		法(㎜)	色	備考
・黒板	※ 焼付け		※ 緑　・黒	※ 平面　・　　面　・ｽｸﾘｰﾝ付引分
			※ 緑　・黒	
ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ	※ほうろう		※ 白	※ 平面　・　　目　・ｽｸﾘｰﾝ付引分

36 表示

衝突防止表示　※図示（市販品　※ステンレス製　径約 30㎜　・　　）(20.2. 10)
（※　両面　　・　　　面）
・　無し
表示標識　案内用図記号については　JIS　8210　による
誘導標識、非常用進入口表示等は市販品とし、その他は国土交通大臣官房官庁営繕部整備課監修「建築工事標準詳細図」による。
製造所　監督職員の承諾する製造所

37 ブラインド

・　存再使用する（　成方法:　　　　　　　）　[2.3.1] [5.1.6]
・新設する　(20.2.12)

形式	種類	スラットの材質	スラットの幅(㎜)
※横型	※ ギア式　　・コード式 ・ 操作棒式	※アルミニウム合金製 ・	※ 25
・　型	・１本操作コード ※２本操作コード	・アルミスラット ・クロススラット	・80 ・100

38 ロールスクリーン

防　性能　※　有り
製造所　性能確認できる資料を監督職員に提出する　(20.2.13)

施工箇所	装置		性能 (防火性能)	備考
	電動	手引		
	・	・		
	・	・		
	・	・		

39 カーテン

・　存再使用する（　成方法：　　　　　　　）　[2.3.1] [5.1.6]
・新設する　(20.2.14)

施工箇所	形　式		装　置			ひだの種類	性能	備考
	引	引分	電動	ひも引	手引			
	・	・	・	・	・			
	・	・	・	・	・			
	・	・	・	・	・			

40 カーテンレール

・　存再使用する　[5.1.6]
・新設する　(20.2.14)
材　種　※アルミニウム製　　・ステンレス製

41 ブラインドボックス及びカーテンボックス

・　存再使用する　[5.1.6]
・新設する
・市販品（アルミニウム製　　出し型材）
幅×深さ(㎜)　・　90×150　・　120×80　※　120×150　・　150×80　・
色　※　　－１　・　　－２（※ﾌﾞﾗｳﾝ系　・ﾌﾞﾗｯｸ　・ｽﾃﾝｶﾗｰ）
・図示

42 天井点検口

材質　アルミニウム製（　※額縁タイプ　　　・目地タイプ）

43 床点検口

材質　・アルミニウム製（受け枠　※アルミ製　　・ステンレス製）
・

章	項　目	特　記　事　項
6 内装改修工事	44　鋼製書架及び物品	（下表参照）
	45　くつふきマット	市販品 材質　・塩化ビニル製（コイル状　ステンレス製受枠）　・ビニル製（ステンレス製受枠） ・硬質アルミニウム製(受枠とも)　・ステンレス製(受枠とも)
	46　流し台ユニット	（下表参照）
	47　屋内掲示板	枠の材質　※　アルミニウム製 表面の材質　※　塩ビ発　シート　り　・
	48　面カウンター	材　種　・メラミン樹脂化　板　り（心材：集成材）　・人工大理石 行き(㎜)　・約 450　・ 約600
	49　収納　具	材質　(12.2.2)(19.7.2) 形状・　法　※ 図示　・ 合板類、MDF　及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量 ※ 規制対象外　・ 第三種
	50　防煙垂れ壁	（下表参照） 降下機構　煙感知器連動及び手動開放装置（埋込型）

44　鋼製書架及び物品

種類	規格等	JISによる種類
・　鋼製書架	JIS S 1039　の規格による	・　１種　・２種　・３種
・　鋼製物品		・　４種　・５種　・６種　・

46　流し台ユニット

種類	法（　＝　㎜）	適用内容	規格・品質等
・流し台	※1200　・1500　・1800	トラップ付き	※ 優良　部品 （セクショナルキッチンＩ型）
・コンロ	※600　・700	バックガード※有り	
・つり戸	※120　・900　・600		
・水切り	※1200　・900	ステンレス製※1 段式	※ 市販品

50　防煙垂れ壁

・固定式

材質	厚さ(㎜)	高さ(㎜)	備考
※ 網入り　板ガラス ・ 線入り　板ガラス	※ 6.8 ・	・500 ・	アルミ製枠付き

◎可動式

種類	材質	高さ(㎜)	備考
◎垂直降下式 (　取り型)	※ 不燃 (不燃認定品)	※500 ・800 ・	ガイドレール ※固定式（壁埋込型） ※可動式（天井収納型）
・回転降下式	鋼板製又はアルミ製	※500 ・800 ・	表面仕上げ ※天井材　り ・

降下機構　煙感知器連動及び手動開放装置（埋込型）

章	項　目	特　記　事　項
7 塗装改修工事	1 材料	屋内の壁及び天井仕上げ材は、防火材料とする。 ユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量 ※ 規制対象外　　・第三種
	2 下地調整	[7.2.2〜7] [表 7.2.1〜7]

下地面の種類	下地調整の種別	備考
木部	・ RA種　・ R　種	
鉄面	・ RA種　※ R　種	
亜鉛めっき面	・ RA種　・ R　種	
亜鉛めっき面（鋼製建具）	・ R　種　・ RC種	
モルタル面及びプラスター面	・ RA種　※ R　種	
コンクリート及びA　Cパネル面	・ RA種　※ R　種	(2-UE)　、(2-ASE)　及び (2-FUE)　は除く

存モルタル下地面等のひび　れ部の補修　[表 7.2.4〜6]
※ 行わない　・ 行う（補修範囲及び補修方法は図示）

3 塗装塗り

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
◎合成樹脂調合ペイント塗り（SOP）	木部（外部）	※　種　・ [7.4.3]	※A種　・ [7.4.3]
	木部（内部）	※　種　・ [7.4.3]	※　種　・ [7.4.3]
	鉄鋼面	※　種　・ [7.4.4]	・A種　・　種 [7.4.4]
	亜鉛メッキ　面	※　種　・ [7.4.5]	※　種　・ [7.4.5]
	鋼製建具	※A種　・ [7.4.5]	※　種　・ [7.4.5]
・ フタル酸樹脂エナメル塗り（F　）	屋内木部	[7.6.2]	
	鉄鋼面	[7.6.3]	
	亜鉛めっき　面	[7.6.3]	
・ アクリル樹脂系水分散系塗料塗り（NAD）	屋内のコンクリート面，モルタル面	※　種 [7.7.2]	※　種 (18.6.2)
・ 耐　性塗料塗り（DP）	鉄鋼面　上塗り ・ １級(ふっ素樹脂塗料) ・ ２級(アクリルシリコン樹脂塗料) ・３級(ポリウレタン樹脂塗料)	・ A種 ・　種 ・C種 [7.8.2]	※A種 [7.8.2
	亜鉛めっき鋼面　上塗り ・ １級(フッ素樹脂塗料) ・ ２級(アクリルシリコン樹脂塗料) ・３級(ポリウレタン樹脂塗料)	・ A種 ・　種 ・C種 [7.8.3]	※A種 [7.8.3]
	コンクリート面	・ A−1 種 ・A−2 種 ・　−1 種 ・　−2 種 ・C−1 種 ・C−2 種 [7.8.4]	・A種 ・　種 ・C種 (18.7.4)
	出成型セメント板面	・ A−1 種 ・A−2 種 ・　−1 種 ・　−2 種 ・C−1 種 ・C−2 種 [7.8.4]	・A種 ・　種 ・C種 (18.7.4)

章	項　目	特　記　事　項
7 塗装改修工事		

・ つや有り合成樹脂エマルションペイント塗り（ P-G）	屋内木部	※ 種 ・ [7.9.3]	※A種 ・ [7.9.3]
	屋内鉄鋼面	※ 種 ・ [7.9.4]	・ A種 ・ 種 [7.9.4]
	屋内亜鉛めっき鋼面	※ 種 ・ [7.9.5]	・ A種 ・ 種 [7.9.5]
	コンクリート面	※ 種 ・ [7.9.2]	・ A種 ・ 種 [7.9.2]
	モルタル面	※ 種 ・ [7.9.2]	・ A種 ・ 種 [7.9.2]
	プラスター面	※ 種 ・ [7.9.2]	・ A種 ・ 種 [7.9.2]
	せっこうボード面	※ 種 ・ [7.9.2]	・ A種 ・ 種 [7.9.2]
◎ 合成樹脂エマルションペイント塗り（ P）	塗装面	※ 種 ・ [7.10.2]	・ A種 ・ 種 [7.10.2]
	コンクリート面	※ 種 ・ [7.10.2]	・ A種 ・ 種 [7.10.2]
	モルタル面	※ 種 ・ [7.10.2]	・ A種 ・ 種 [7.10.2]
	プラスター面	※ 種 ・ [7.10.2]	・ A種 ・ 種 [7.10.2]
	せっこうボード面	※ 種 ・ [7.10.2]	・ A種 ・ 種 [7.10.2]
・ 合成樹脂エマルション 様塗料塗り（ P-T）	屋内ｺﾝｸﾘｰﾄ面・ ﾙﾀﾙ面・ﾌﾟﾗｽﾀｰ面 ・せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面・木材等	・A種 ※ 種 ・C種 [7.11.2]	・ A種 ・ 種 [7.11.2]
・ ウレタン樹脂ワニス塗り（UC）	木部	・A種 ※ 種 [7.12.2]	・A種 ※ 種 [7.12.2]
・ クリアラッカー塗り（C ）	木部	・A種 ※ 種 [7.5.2]	・A種 ※ 種 [7.5.2]
・ オイルステイン塗り（OS）	木部	[7.13.2]	[7.13.2]
・ 木材保護塗料塗り（WP）	木部	・A種 ※ 種 [7.14.2]	・A種 ・※ 種 [7.14.2]

合成樹脂調合ペイント塗りの塗料の種別　　※１種　　[7.4.2]

８ 耐震改修工事

９ 環境配慮改修工事

（H21.7.1 改定）

付記事項

1 適　用

（１）　本付記事項は，標準仕様書及び特記仕様書を補足するものである。

（２）　本付記事項，標準仕様書及び特記仕様書に規定する事項は，別の定めがある場合除き，請負者の責任において履行すべきものとする。

（３）　本工事における工事数量は，別紙「本工事費内訳書」のとおりとする。

（４）　項目は，番号に□の付いたものを適用する。

2 工事カルテの作成登録（CORINS）

請負人は，受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の全ての工事について，工事実績情報サービス（CORINS）に基づき，受注・変更・完成時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ，受注時は契約後，土曜日，日曜日，祝日等を除き１０日以内に，変更内容の変更時は変更があった日から土曜日，日曜日，祝日等を除き１０日以内に，完成時は工事完成後，土曜日，日曜日，祝日等を除き１０日以内に，訂正時は適宜，登録機関に登録申請をしなければならない。

（ただし，工事請負代金額が500万円以上1,000万円未満の工事については，受注・訂正時の登録するものとする。）

なお，変更登録は，工期，技術者に変更が生じた場合に行うものとし，工事請負代金のみの変更の場合は，原則として登録を必要としない。

また，登録機関発行の「登録内容確認書」が請負人に届いた際には，速やかに監督員に提示しなければならない。なお，変更時と完成時の間が１０日間に満たない場合は，変更時の提示を省略できるものとする。

※　登録等の各種手続きに関する問い合わせ先
〒107-8416　東京都港区赤坂７丁目１０番２０号
アカサカセブンスアベニュービル４階
（財）日本建設情報総合センターCORINSセンター
TEL　03-3505-0463　　FAX　03-3505-2030

３　本工事の発生土をストックヤードに搬出する場合

（１）　搬入建設発生土の種類

①　第１・２・３・４種建設発生土（建設発生土利用技術マニュアルの土質区分基準）を搬入すること。

②　有害異物が含まれていないこと。

③　廃棄物が混入していないこと。

④　品質管理については，必要に応じてコーン指数試験（ポータブルコーンペネトロメータ測定），粒土試験，含水比試験を行い監督職員の確認を受けること。

（２）　利用時間

①　利用日　　月曜日～土曜日　8:00～17:00（但し，12:00～13:00は除く。）

②　休日　　　日曜日，祝日（振替休日を含む。），年始年末，盆休み

（３）　利用料金

（財）茨城県建設技術管理センターが指定する料金とする。

（４）　利用規程について

詳細については，「ストックヤード利用規則」を参照し，利用手続きに従って所定の手続きを行う。

（５）　その他

質疑が生じた場合には，監督職員と別途協議する。

（6）　問い合わせ先

（財）茨城県建設技術管理センター内　建設副産物リサイクルセンター

TEL　029－227－5634　　　FAX　029－227－8558

（7）　土質区分基準

発生土の土質区分は，原則として，コーン指数と日本統一土質分類を指標とし，表３－１に示す土質基準によるものとする。なお，土質改良を行った場合には，改良後の性状で判定するものとする。

表３－１　土質区分基準

区　分（建設省令）	土質区分	コーン指数 qc[※3]	日本統一土質区分		備　考[※2]	
			中分類	土　質	含水率（地山） wn（%）	掘削方法
第１種建設発生土（砂，礫及びこれらに準ずるもの）	第１種発生土	－	{G} {S}	礫 砂	－	・排水に考慮するが，降水，浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は，建設省令の１ランク下の区分とする。 ・水中掘削等による場合は，建設省令の２ランク下の区分とする。
	第１種改良土		（改良土）[※6]			
第２種建設発生土（砂質土，礫質土及びこれらに準ずるもの）	第２a種発生土	８以上	{GF}	礫質土	－	
	第２b種発生土		{SF}	砂質土（Fc=25～50%）	－	
	第２c種発生土			砂質土（Fc=25～50%）	30%程度以下	
	第２d種発生土		（改良土）		－	
第３種建設発生土（通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの）	第 3a 種発生土	４以上	{SF}	砂質土（Fc＝25～50%）	30～50%程度	
	第 3b 種発生土		{M}{C}	シルト，粘性土	40%程度以下	
			{V}	火山灰質粘性土	－	
	第 3c 種発生土		（改良土）		－	
第４種建設発生土（粘性土及びこれに準ずるもの（第３種発生土を除く））	第 4a 種発生土	２以上	{SF}	砂質土（Fc＝25～50%）	－	
	第 4b 種発生土		{M}，{C}	シルト，粘性土	40～80%程度	
			{V}	火山灰質粘性土	－	
			{O}	有機質土	40～80%程度	
	第 4c 種発生土		（改良土）		－	
（泥土）[※1]（通常の施工性が確保出来ないもの）	泥土ａ	２未満	ＳＦ	砂質土（Fc=25～50%）	－	
	泥土ｂ		{M}{C}	シルト，粘性土	80%程度以上	
			{V}	火山灰質粘性土	－	
			{O}	有機質土	80%程度以上	
	泥土ｃ		Ｐｔ	高有機質土	－	

※１　泥土のうち建設汚泥は，廃棄物処理法に定められた手続きが必要である。

※２　計画段階（掘削前）において土質区分を行う必要があり，コーン指数を求めるために必要な資料を得られない場合には，日本統一土質分類と備考欄の含水比（地山），掘削方法から概略の土質区分を選定し，掘削後，所定の方法でコーン指数を測定して，土質区分を決定する。

※３　所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し，ポータブルコーンペネトロメータで測定したコーン指数。（表　３－３参照）

※４　表中の第１種～第４種改良土は，土（泥土を含む）に固化材を混合し，化学的に性状を改良したものである。例えば，第３種改良土は，第４種発生土又は泥土を安定処理し，コーン指数４以上の性状に改良したものである。

※５　含水比低下，粒度調整など物理的な処理を行った場合には，処理後の性状で再度判定し，改良土としてでなく，発生土として土質区分を判定する。

※６　第１種改良土は，礫，砂状を呈する。

4　排出ガス対策型建設機械使用の原則化

下記の建設機械は排出ガス対策型を使用することとする。

①　ブルドーザ，バックホウ，トラクタショベル

②　ホイルクレーン，マカダムローラ，タイヤローラ，振動ローラ搭載されているエンジンから排出されるガス成分及び黒煙の量は下表の値以下のものであること。

対象物質 ／ 出力区分	ＨＣ (g/kW･h)	ＮＯｘ (g/kW･h)	ＣＯ (g/kW･h)	黒煙 (%)
7.5～ 15ｋW未満	２．４	１２．４	５．７	５０
15 ～ 30ｋW未満	１．９	１０．５	５．７	５０
30 ～272ｋW以下	１．３	９．２	５．０	５０

なお，地域条件などにより調達が困難である場合は，監督職員と協議を行うこととする。

5 リサイクル関係書類

(1) 再生資源利用計画書

下記の工事については，着工に先立ち作成し施工計画書に添付する。

① 建設リサイクル法の対象工事

② 土砂を１００ｍ３以上搬入する工事

③ 砕石（再生砕石を含む）を５０ｔ以上搬入する工事

④ 加熱アスファルト２０ｔ以上搬入する工事

(2) 再生資源利用促進計画書

下記の工事については，着工に先立ち作成し施工計画書に添付する。

① 建設リサイクル法の対象工事

② 建設発生土を１００ｍ３以上搬出する工事

③ 廃棄物全体で２０ｔ以上搬出する工事

(3) 廃棄物処理計画書

下記の工事については，着工に先立ち作成し施工計画書に添付する。

① 建設リサイクル法の対象工事

(4) 再生資源利用実施書

下記の工事については，完成書類に添えて発注者に提出する。

作成部数等は，発注者へ一部提出，実態調査用に FD を提出，請負者一部保管（工事竣工後１年間）

① 土砂，砕石，アスファルト混合物を使用する全ての工事

(5) 再生資源利用促進実施書

下記の工事については，完成書類に添えて発注者に提出する。

作成部数等は，発注者へ一部提出，実態調査用に FD を提出，請負者一部保管（工事竣工後１年間）

① 建設発生土，コンクリート塊，アスファルトコンクリート塊，建設発生木材，建設汚泥，建設混合物を搬出する全ての工事

(6) 廃棄物処理実施書

下記の工事については，完成書類に添えて発注者に提出する。

発注者へ一部提出，請負者一部保管（工事竣工後５年間）

① 建設リサイクル法の対象工事

６ ＶＯＣ(揮発性有機化合物)の室内濃度の測定

設計図書等に室内濃度の測定を明記した室の，ＶＯＣ(揮発性有機化合物)の室内濃度を測定し，厚生労働省が定める指針値以下であることを確認すること。

ただし，指針値を超えた場合は，監督員と協議し所要の対策を講じること。

揮発性有機化合物	室内濃度指針値
ホルムアルデヒド	100μg/m3 (0.08 ppm)
トルエン	260μg/m3 (0.07 ppm)
キシレン	870μg/m3 (0.20 ppm)
エチルベンゼン	3800μg/m3 (0.88 ppm)
スチレン	220μg/m3 (0.05 ppm)

（参考）

パラジクロロベンゼン	240μg/m3 (0.04 ppm)

注）ppm：100 万分の１

７ セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する措置

普通ポルトランドセメント，高炉セメント，セメント系固化材，石灰系固化材を使用した改良土から条件によ

っては，六価クロムが土壌環境基準を超える濃度で溶出する恐れがあるため，施工にあたっては下記のとおり取り扱う。

① セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合，監督職員の承諾した方法により，現地土壌と使用予定の固化材による六価クロム溶出試験を実施し，土壌環境基準を勘案して必要に応じ適切な措置を講じる。

② セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合，監督職員の承諾した方法により，六価クロム溶出試験を実施し，六価クロム溶出量が土壌環境基準以下であること確認する。

8 不正軽油使用禁止

① 現場で不正軽油を使用しないこと。

② 現場で不正軽油を使用させないこと。

③ 不正軽油を購入しないこと。

④ 取引関係にある運送事業者等が不正軽油を使用している場合は，早急に不正状態を解消する措置を講じること。

⑤ 下請契約の相手方又は燃料購入業者を選定するにあたっては，不正軽油を使用する者又は不正軽油を販売する者を排除すること。

⑥ 現場で県税事務所職員が行う使用燃料の抜き取り調査に協力するとともに，調査の際は現場代理人が立ち会うこと。

⑦ 当該工事に関して，法令(地方税法)に違反していることが判明した場合は直ちに監督員に報告すること。

※ 不正軽油とは，地方税法第７００条の２２の２の規定による知事の承認を得ないで行われた次のものをいう。
１ 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油，灯油等）を混和したもの
２ 軽油以外の炭化水素油（重油，灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油，灯油等）を混和して製造された軽油
３ 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素油（重油，灯油等）

9 低入札価格調査制度における調査対象工事の監督体制等の強化

請負人は，１件の請負に付する額1,000万円以上の工事の発注にあたっては，次の各号に掲げる内容に応じなければならない。

① 請負人は，調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては，茨城県建設工事施工適正化指針及び建設工事請負契約約款に定める下請人通知書，施工体制台帳，再下請通知書及び施工体系図の提出に際し，発注者からその内容について，ヒアリングを求められた場合は，応じなければならない。

② 請負人は，共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際し，発注者からその内容についてヒアリングを求められた場合は，応じなければならない。

③ 請負人は，監督員が当該工事の監督業務を行う際に，監督員の指示により主任技術者又は監理技術者を立ち合わせなければならない。

１０ 龍ケ崎市建設工事検査採点要領（１件の契約金額が１３０万円以上の請負工事を対象とする。）における「高度技術」，「創意工夫」，「社会性等」

請負者は，工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目，又は，地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について，工事完成時までに所定の様式により提出することができる。

１１ 過積載による違法運行の防止対策について

工事施工にあったての注意事項

① 積載重量制限を超過して工事用資材等を積み込まず，また積み込ませないこと。

② 過積載を行っている資材納入業者から，資材を購入しないこと。

③ 資材等の過積載を防止するため，建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたっては，下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

④ さし枠装着車，物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず，また積み

込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。

⑤　過積載車輌，さし枠装着車，不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等，過積載を助長することのないようにすること。

⑥　取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い，又はさし枠装着車，不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は，早急に不正状態を解消する措置を講ずる。

⑦　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み，法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ，同団体等への加入者の使用を促進すること。

⑧　下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあったては，交通安全に関する配慮に欠ける者，又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

１２　隣接工事における諸経費調整について

隣接追加工事を，現工事の請負人を含む指名競争入札，条件付き一般競争入札又は政府調達に関する協定(WTO)に係る一般競争入札により発注する場合は，下記による。

・　本工事を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿工事（現工事の工事番号及び工事名称）の工事請負人と同一の者が落札した場合は，施工計画の内容により共通仮設費（共通仮設費率に含まれる部分を除く。）について調整する場合がある。

また，現工事の請負人が落札した場合は，監督員は速やかに請負人から提出された施工計画書及び工程表等に基づき施工計画についてヒアリングを行い，その結果，共通仮設費（共通仮設費率に含まれる部分を除く。）に関して施設等の現工事との共有あるいは積算上の重複がある場合は，茨城県建設工事請負契約書第１９条の規定に基づき当該部分を減額する設計変更を行うものとする。

１３　暴力団関係者の排除について

契約の履行にあたっての注意事項

①　暴力団又は暴力団関係者等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等（以下，「暴力団等」という。）と下請契約をしてはならない。

②　暴力団等から資材，原材料等を購入したり，暴力団等が関与する廃棄物処理施設を使用してはならない。

③　暴力団等から不当要求を受けた場合は毅然として拒否するとともに，その旨直ちに監督職員等に報告し，併せて所轄の警察署に届けでること。

１４　総合評価方式について（特別簡易型を除く）

（１）本工事は，総合評価方式の対象工事とする。

（２）本工事に関する施工計画及び技術提案（以下，「技術提案等」という。）が適正と認められ評価された場合，請負者は技術提案等に基づいて施工しなければならないものとする。技術提案等の内容は，設計図書の当該標準案に係る記述に優先するものとし，技術提案等に基づく設計図書の変更は行わない。

（３）発注者が技術提案等を適正と認めることにより，当該技術提案等に基づく工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。

（４）技術提案等に基づく施工を行う場合，発注者は，工事の監督，検査にあたって，請負者の施工内容が評価した技術提案等の内容を満たしていることを確認するものとし，請負者は必要な資料を作成し，監督員に提出しなければならない。必要な資料の作成及び提出に要する費用は，請負者の負担とする。

（５）技術提案等に基づく施工を行った場合に，工事の検査において，当該技術提案等を満たしていることをすべて確認できない場合は，当該技術提案等の履行に係る部分の確認は，工事完成後においても引き続き存続するものとする。

（６）【簡易型（施工計画）の場合】

受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は，再度の施工を行うこと。また，再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は，工事成績評点を減ずる措置を行う。

工事成績評定の減点は，考査項目「法令遵守等」の文書注意相当として，最大８点減点する。

【標準型（定量評価する技術提案）の場合】

受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は，再度の施工を行うこと。また，再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は，契約金額の減額，工事成績評点を減ずる措置を行う。

① 契約金額の減額

技術提案の達成度合いに応じた評価点の再計算を行い，提案項目の不履行として落札時の評価値との差に応じた金額の減額を行う。

$$(100+\alpha)/C=(100+\beta)/C'$$

$$C'=(100+\beta)/(100+\alpha)\times C$$

C ： 当初の契約金額（円）

C’： 達成度合いに応じた契約金額（円）

α ： 当初の評価点（点）

β ： 達成度合いに応じて再計算した評価点（点）

② 工事成績評定の減点（考査項目「法令遵守等」の文書注意相当として，最大８点減点する。）

技術提案の達成度合いに応じた評価点の再計算を行い，提案項目の不履行として，落札時の評価点との差に応じた工事成績評点の減点を行う。

$$減点値=8\times(\alpha-\beta)/\gamma$$

α ：当初の評定点（点）

β ：達成度合いに応じて再計算した評価点（点）

γ ：技術提案に関する部分のみの当初の評価点（点）

【標準型（定性評価する技術提案）の場合】

受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は，再度の施工を行うこと。また，再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は，契約金額の減額，工事成績評点を減ずる措置を行う。

工事成績評定の減点は，考査項目「法令遵守等」の文書注意相当として，最大８点減点する。

（７）技術提案等に対する履行状況が，特に悪質と認められる場合等は，指名停止措置や損害賠償の請求を行うことがある。

１５　総合評価方式について（雇用対策型の場合）

（１）本工事は，総合評価方式（雇用対策型）の対象工事とする。

（２）本工事に関する企業の新規雇用計画（以下，「雇用計画」という。）が適正と認められ評価された場合，請負者は雇用計画に基づいて離職者等を雇用しなければならない。

（３）雇用計画に基づく雇用を行った場合，請負者は速やかに書面により監督員に報告し，確認を求めるものとする。また，工事完成日までに新規雇用実績報告書（様式第１４－２号）に証明書類を添付のうえ監督員に提出しなければならない。

（４）発注者は，工事の監督，検査にあたって，請負者の雇用計画に基づく新規雇用者の従事状況を確認するものとし，請負者は必要な資料を作成し，発注者に提出しなければならない。また，発注者から雇用者の従事状況の立会を求められた場合には，請負者はこれに応じなければならない。

（５）受注者の責により雇用計画どおりの履行が為されなかった場合は，工事成績評点を減ずる措置を行う。工事成績評定の減点は，考査項目「法令遵守等」の文書注意相当として，最大８点減点する。

（６）雇用計画に対する履行状況が，特に悪質と認められる場合等は，指名停止措置や損害賠償の請求を行う　　こ とがある。

１６　現場代理人の兼務について

（１）本工事の請負者は，本工事の現場代理人が他の一つの工事の現場代理人を兼務するときは，あらかじめ書面（様式１）により契約検査課に届け出なければならない。この場合において，請負者は，連絡員を指名のうえ届け出るものとする。

（２）兼務に当たっては，現場代理人は，一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理しなければならない。

（３）作業期間中に現場代理人が他の工事の兼務のため不在となるときは，連絡員が当該現場に常駐しなければならない。

（４）兼務に係る工事について，安全管理の不徹底に起因する事故の発生，その他現場体制の不備が生じた場合は，現場代理人の兼務の承認を取消し，工事成績への反映及び指名停止等必要な措置を講ずる場合がある。

（５）現場代理人の兼務については，建設工事においては請負額と予定価格の合計額が500万円未満，除草等の業務委託については金額を問わない。ただし，兼務できる件数は２件までとする。